

令和5年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和5年9月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第58号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第4 | 議第59号 | 令和4年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第60号 | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第61号 | 令和4年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第62号 | 令和4年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第63号 | 令和4年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第9 | 議第64号 | 令和4年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議第65号 | 令和4年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 議第66号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第12 | 議第67号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第13 | 議第68号 | 藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第14 | 議第69号 | 藍住町保育所条例の一部改正について |
| 第15 | 議第70号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第16 | 議第71号 | 藍住町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 第17 | 議第72号 | 町道の路線認定について |

- | | | |
|-----|-------|---------------------------|
| 第18 | 議第73号 | 町道の路線廃止について |
| 第19 | 報告第6号 | 令和4年度財政健全化判断比率の報告について |
| 第20 | 報告第7号 | 令和4年度水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第21 | 報告第8号 | 令和4年度下水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第22 | 報告第9号 | 令和4年度継続費精算報告書の報告について |

令和5年藍住町議会第3回定例会会議録

9月5日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和5年第3回藍住町議会定例会に御出席をくださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和5年第3回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番議員、竹内君彦君及び4番議員、永浜浩幸君を指名いたします。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月20日までの16日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第58号「令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第18、議第73号「町道の路線廃止について」までの16議案及び日程第19、報告第6号「令和4年度財政健全化判断比率の報告について」から、日程第22、報告第9号「令和4年度継続費精算報告書の報告について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。さて、本日、令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず御出席を

賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず、エネルギー、食品等の物価高騰対策についてであります。ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、円安の進行、産油国の減産などから物価の高騰が続いており、国民生活や経済に多大な影響を及ぼしております。国においては、先月にガソリンなどの燃料油の高騰対策を取りまとめ、さらには、電力やガス、その他の物価の状況などを踏まえた追加の経済対策の検討が進められております。本町におきましても、国の交付金等を活用しさまざまな対策を講じており、今月1日から販売を開始した全ての世帯を対象に1万5,000円分の商品券を1万円で購入いただく、あいずみ商品券事業、先月下旬に発送を終えた18歳以下の子どもを対象に商品券5,000円を送る、子育てスマイル商品券事業、先月末に2,751世帯に給付を完了した非課税世帯等に対する3万円の給付金、先月末時点で350人に給付を行っている低所得の子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の特別給付金などを実施しているところであり、物価高騰の影響を受けている住民生活を支援するとともに町内の消費需要を喚起し、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。今年5月に感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、4年ぶりとなる納涼祭が盛大に開催されるなど、コロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。一方で、感染者数は現在増加傾向にあり、徳島県独自基準による注意喚起メッセージ、厳重警戒が発出されております。今月下旬からは、令和5年秋開始接種としてワクチン接種が始まります。本町といたしましても、希望する全ての方にワクチン接種が速やかに進められるよう、県や町医師会と連携し、取り組んでまいります。

次に、グローバル人材の育成支援についてであります。コロナ禍により中止を余儀なくされておりました中学生海外派遣事業について、ようやく再開できる運びとなり、先月18日から27日の10日間、中学生12名をオーストラリアに派遣いたしました。初めての海外での生活に戸惑う生徒もいたようですが、温かいホストファミリーに支えられ、外国の生活、習慣、文化、考え方の違い等を実際に体験し、国際感覚の基礎を培うことができたのではないかと考えております。こうした事業を通し、語学力やコミュニケーション能力、異文化に対する理解が育まれ、グローバルな視野を持って活躍できる人材が育成されるよう努めてまいります。

次に、高齢者の健康づくりへの支援についてであります。多くの方が加齢に伴い心身の活力が低下するフレイルの段階を経て、要介護状態に陥るといわれております。本町においては、令和元年度に徳島県フレイル予防事業のモデル地域に選定され、積極的に予防や啓発に取り組んでおります。先月には、2年ぶりにフレイル予防活動を担っていただくフレイルサポーターの養成講座を開催いたしましたところ、中学生3名のキッズ・サポーターを含む11名のサポーターが誕生いたしました。引き続き、身近な場所や通いの場においてフレイル予防活動を展開し、高齢者の皆様の健康寿命の延伸につなげてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。自転車を利用する65歳以上の方のヘルメットの着用促進を図り、交通事故防止並びに交通安全を推進することを目的に県内初の自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業を7月1日から実施しており、先月末の時点で51名の方に制度を活用していただいております。また、本町が事業を開始した後、県において、ヘルメット購入補助を行う市町村への支援が発表されました。県では、高齢者だけではなく高校生も対象としており、本町でも本日、5日から高校生の申請を受け付けることといたしました。また、交通事故死ゼロを目指す日である今年30日にはゆめタウン徳島において徳島県警察音楽隊のコンサートを開催するほか、パトカーや白バイの乗車体験などを実施し、交通安全を呼び掛けることとしております。今後も地元警察や町内各種団体と連携、協調し、交通安全意識の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、藍翠苑、勤労女性センターの建替えについてであります。先の6月議会において報告いたしました建設予定地に含まれる民有地について、順調に交渉を進めております。今後は、施設を利用している団体等の御意見を伺いつつ、整備基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、桜つつみ公園に整備を行うバーベキューエリアについてであります。先月には工事の入札を行うこととしておりましたが、技術者の配置が困難である等の理由から指名業者の入札辞退が相次ぎ、不調となったところであります。この点を踏まえ、再度入札を実施するに当たり、工期を見直し、加えて管理運営の面からバーベキューエリアにおけるウッドデッキを芝生に変更するなど、仕様の一部を見直しました。バーベキューエリアは平時と災害時においてフェーズフリーで活用する施設であり、町民の皆様の安全と安心を守る観点から、しっかりと取組を進めてまいります。

次に、藍の魅力発信についてであります。藍のふるさと阿波の魅力向上を図る取組がこの度、文化庁が公募する日本遺産魅力増進事業に採択されました。この事業は、外国人旅行客の誘致を図るため、日本遺産認定地域が連携し伝統工芸技術を融合させた日本遺産ブランドの商品開発を進めるものであり、友好都市である山形県河北町の紅と藍による新商品の開発を目指します。加えて、藍商人のおもてなし料理の再現、多言語化パンフレットの作成なども実施し、海外からのモニターツアーにおいて実証を行い、本格的なツアー造成につなげることであります。大阪・関西万博の開催まで約1年半となりました。国内外の方に藍を知ってもらう絶好の機会であり、日本遺産ブランドを冠する阿波藍の魅力を強力に発信してまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第58号「令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、参議院議員補欠選挙の執行、自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業実施のため、専決処分により歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,200万円を増額し、予算総額を126億4,755万円とするものであります。

議第59号「令和4年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が145億220万103円、歳出総額が135億4,281万7,906円、差引き9億5,938万2,197円となり、このうち、繰越明許費に係る繰越財源が5,984万7,225円であり、実質収支額は8億9,953万4,972円となっております。さらに、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額3億5,000万円を基金へ繰入れするため、差引き5億4,953万4,972円が、令和5年度への繰越額となりました。

議第60号「令和4年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が34億7,576万2,302円、歳出総額が32億9,277万4,990円で、差引き1億8,298万7,312円となり、令和5年度への繰越額となりました。今後、一層の医療費の適正化に努めてまいります。

議第61号「令和4年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が28億8,619万2,074円、歳出総額が26億9,140万9,017円、差引き1億9,478万3,057円となり、令和5年度への繰越額となりました。歳出のうち、介護保険給付費は24億8,837万3,950円であり、前年度と比較して約0.6パーセント増加しております。

議第62号「令和4年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認

定について」は、歳入総額が1,088万1,780円、歳出総額が歳入と同額の1,088万1,780円となりました。

議第63号「令和4年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が4億3,984万1,515円、歳出総額が4億2,765万4,245円で、差引き1,218万7,270円となり、令和5年度への繰越額となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいります。

議第64号「令和4年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が5億4,723万5,935円、支出総額が4億7,664万9,415円となり、消費税経理の後、4,676万5,846円の当年度純利益を計上いたしました。剰余金の処分としましては減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に4,000万円を積立たいと考えております。

次に資本的収支では、収入総額が836万1,400円、支出総額が3億1,576万343円、資本的収支不足額が3億739万8,943円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります安全な水の安定供給を基本としサービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいります。

議第65号「令和4年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が3億6,981万1,683円、支出総額が2億9,152万4,648円、消費税経理の後7,510万9,430円の当年度純利益を計上いたしました。

次に資本的収支では、収入総額が2億824万5,000円、支出総額が3億280万6,673円、資本的収支不足額が9,456万1,673円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも一層の下水道事業効率化を図りつつ事業の推進に努めてまいります。

議第66号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億6,545万円増額し、予算総額を128億1,300万円とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。総務費では、後納郵便料金、住民基本台帳システム改修等で1,027万8,000円増額。民生費では、子育て応援給付金事業、グループホーム等への介護施設防災改修支援事業補助金、子ども子育て支援事業の計画策定業務、国庫支出金等精算返納金等で9,029万7,000円増

額。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、国庫支出金等精算返納金等で3,272万1,000円増額。農林水産業費では、農地利用効率化等支援補助金及び木材利用促進事業等で増額いたしますが、県営地盤沈下対策事業負担金については減額し、差引き184万7,000円減額。土木費では、桜つつみ公園駐車場舗装工事、町道舗装工事及び排水路改良工事等で3,188万7,000円増額。消防費では、木造住宅等耐震改修事業補助金等で246万3,000円増額。教育費では、勝瑞城館跡保存整備工事費で減額いたしますが、小学校での副読本作成、人件費不足分等で増額し、差引き74万1,000円増額。諸支出金では、地域下水道改築基金積立金で212万3,000円増額。その他、事業実施見込みや国、県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うことといたしました。歳入補正の主な内容では、地方交付税で4億3,067万6,000円増額、国庫支出金で3千468万9,000円増額、県支出金で695万8,000円増額、繰入金で2億2,950万円減額、繰越金で3億6,000万円増額、町債で4億3,739万4,000円減額を行うものであります。

議第67号「令和5年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも8,478万4,000円増額し、予算総額を30億9,711万4,000円とするものです。歳出の主な補正内容は、介護サービス等諸費6,710万円、償還金及び還付加算金1,500万円をそれぞれ増額し、歳入の補正では前年度繰越金を8,478万4,000円増額するものであります。

議第68号「藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、施設使用料の訂正及び使用料算出を明確にすることから改正を行うものであります。

議第69号「藍住町保育所条例の一部改正」、議第70号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」及び議第71号「藍住町子ども・子育て会議条例の一部改正について」は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等により子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、語句等の差異を訂正し、条例の引用条文の一部を改正するものであります。

議第72号「町道の路線認定について」及び議第73号「町道の路線廃止について」は、1路線の認定、1路線の廃止をお願いするものであります。

また、これらの議案以外に報告案件といたしまして、令和4年度の財政健全化判

断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率、継続費の精算についてそれぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただき御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で7件、補正予算で3件、条例関係で4件、町道路線関係で2件、計16議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分、御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） 続きますして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について林監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） 議長から監査結果の報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、令和4年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。審査は、8月4日と14日の両日に実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。

また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、さらにその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は収入、支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるものの、国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、物価高騰が住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす懸念が広がっています。今後も国内外情勢の動向により不安要素が増し、ますます厳しい財政状況になるものと思われれます。本町は健全財政を維持しているものの、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、地方交付税の減少及び社会変化等により行政の果たす役割は今後ますます増え、多額の財政需要が見込まれています。今後の事務執行に当たっては、景気の動向を注視し、事務事業を不断に見直し計画的に事業を推進するとともに、このような状況の中、多様化する住民ニーズに対応するため、住民生活を第一に考えながら、限られた財源の効率的な配

分と経費節減に努められ、将来にわたり自立的、安定的で持続可能な行財政運営に努められるよう、なお一層、職員一丸となって取り組まれるようお願いしたところでもあります。

次に、令和4年度藍住町特別会計、国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業の4つの特別会計、及び水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の審査結果について御報告申し上げます。審査は7月14日に実施をいたしました。それぞれの決算書について出納証書類を照合の上、さらにその内容について検討を加え審査をいたしました結果、会計処理は町条例などの諸規程に基づき適正に処理され、また、決算書は収入、支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところでございます。

独立した事業会計として設けられた特別会計ではありますが、各事業について住民が安心して暮らすことができるよう将来を見据えた視点に立ち、今後とも効果的、効率的な事務執行に努められ、健全な運営に当たっていただきたいと思います。

なお、本町では、町の債権の管理の適正化と効率化を図り、行財政運営の公正、円滑化を進めるため藍住町債権管理条例を制定し、藍住町債権管理委員会の設置等の体制整備が図られ、全庁的な取組を進められております。町税などの未収金については圧縮に努めるとともに、町の債権の管理に関して統一した方針、基準により適正な債権管理を行い、効率的な収納事務を行っていただき、住民が不公平感を抱くことがないように今後も積極的な取組をされるよう期待します。以上、監査結果の報告といたします。

○議長（西川良夫君） ただいま議題となっております議第58号から議第73号までは、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております16議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） お諮りします。ただいま、議題となっております16議案については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第58号から議第73号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため9月6日から9月12日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月12日までの7日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午前10時31分散会

令和5年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和5年9月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

- | | |
|-------|-------|
| 2番議員 | 竹内 君彦 |
| 11番議員 | 林 茂 |
| 10番議員 | 小川 幸英 |
| 4番議員 | 永浜 浩幸 |
| 6番議員 | 森 伸二 |
| 8番議員 | 紙永 芳夫 |
| 1番議員 | 前田 晃良 |

令和5年藍住町議会第3回定例会会議録

9月13日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは7名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに2番議員、竹内君彦君の一般質問を許可いたします。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 先に提出いたしました一般質問通告書に基づき、これより3点質問いたします。町長はじめ執行部の皆さんには的確な答弁をお願いいたします。

最初に、スポーツパークについて質問いたします。先日行われたFIBAバスケットボール、ワールドカップの男子日本代表の活躍は皆さんも記憶に新しいと思います。バスケットボールでいいますと、徳島県でもプロバスケットボールチーム、徳島ガンバラウズが今年からB3リーグに参戦いたします。今、日本全体で非常にスポーツが盛り上がってきています。徳島県でもサッカーではヴォルティス、バスケットではガンバラウズ、アリーナ計画など、スポーツ好きな子供たちやサポーターにとっては夢のあることばかりです。そんな中、昨年、前田議員も質問いたしました。高橋町長の公約でもある、スポーツパーク構想は、藍住町でスポーツをしている人たち、特にスポーツをしている子供たちには非常に夢のある構想だと大変期待しております。新型コロナウイルスの影響でこの3年間、非常に辛い思いを

した子供たちを私もたくさん見てきました。そんな制限のある中、なかなか思い切りスポーツを満喫できなかった子供たちのためにも、スポーツパークの早期実現は町民もこぞって期待しております。そこで、現在、スポーツパーク構想の進捗状況はどうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、竹内議員御質問のスポーツパーク構想の現在の進捗状況について、お答えいたします。本町が進めるスポーツパーク構想については、屋外競技のうち、スケートボードやBMX、フットサル、3人制バスケットボールなどが行える施設の整備を考えておりますが、今後、より具体的な施設整備の方針を定めるに当たって、主な施設利用者として想定される学生や若い世代の皆さんのお声を聞くことが必要であると考えております。このため、今年度中を目途に若い世代の皆様を対象にスポーツパーク整備に関するアンケート調査を実施いたします。この調査では、東京オリンピックで注目されたアーバンスポーツを中心に、既に皆さんが楽しんでいる種目や今後チャレンジしてみたい種目などをお伺いすることとしております。この調査結果を踏まえ、皆さんが望む競技種目等を把握し、整備内容等の検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） ありがとうございます。非常に期待しています。よろしくお伺いいたします。

次に、自習室、自習スペースについてお伺いいたします。昨年10月、藍住町教育委員会が藍住町中学生議会という大変すばらしい取組を行いました。その藍住町中学生議会において、藍住中学校、藍住東中学校の生徒が本当に素直で率直な意見をしてきていました。その数ある中学生の要望に一つ一つできる限り真摯に取り組んできたと思います。その質問の中の一つに、自習室を設置してほしいとの切実な意見をいただいたと思います。私も藍住町の中高生の保護者や子供たちから自習室を設置してほしいとの意見を聞くことがよくあります。そこでお伺いいたします。自習室、自習スペースの確保について進捗状況はどうなっていますか、確認させてください。なお、自習スペースとして図書館の一角を有効利用できればと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 竹内議員の御質問、自習室、自習スペースについて答弁させていただきます。まず、中高生の方からのお声があるということでございます。まずは、教育委員会としましては、藍住町立の中学校に通う中学生を対象にアンケートなどによるニーズ調査を実施したいと考えております。このニーズ調査を分析し、要望を定量的に判断した上で、中学生の求める自習室や自習スペースのあり方を検討していきたいと考えています。しかしながら、現状ですぐに使用できる適当な場所はなく、竹内議員の御提案いただいた図書館の2階につきましても継続的な利用は難しく、かつ、開かれた場所でないため、限定的な使用であっても職員等の人的配置が必要になってしまいます。板野郡内においては、松茂町で自習スペースを常設しており、板野町では図書館の閲覧席を自習席として使用できるように自由に開放していると聞いております。藍住町としましては、先に申し上げたニーズ調査の分析結果を踏まえて、町立図書館の調べ物コーナーと視聴覚コーナーの一部を自習スペースとして利用し、学校の長期休業期間に試験的に開放するなどの検討ができればと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） よろしくお願ひいたします。

最後に、体育館のネット予約システムについてお伺ひいたします。今、藍住町の体育館など体育施設の利用申込みなど、その手続は体育館に出向き、利用書に日時などを記入して予約することとなっています。最近、政府でもDXなどデジタル化が進んでいる状況にあります。他市町村でもネット予約など、体育館の空き状況などをネット検索できるようになってきています。そこでお伺ひいたします。体育館の予約状況をネット検索できるようにしてはどうか、お尋ねいたします。

○議長（西川良夫君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） それでは、竹内議員の体育館の予約状況のネット検索について答弁させていただきます。町の体育施設としての体育館は、町民体育館、体育センター並びに学校教育に支障のない範囲で町民に開放する各町立小中学校の体育館があります。現在、この体育館の予約等の管理運營業務については、特

定非営利活動法人あいずみスポーツクラブが指定管理をしております。予約状況は、指定管理者の事務所がある町民体育館の窓口及び電話での問合せにより台帳で予約状況の確認を行っており、議員御質問の予約状況のネット検索につきましては、現在は対応できていない状況であります。議員からの提案があります予約状況のネット検索につきましては、予約状況を専用のホームページで検索できるようにするなど、どのような形で対応が可能か検討させていただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 続いてお伺いいたします。あいずみスポーツクラブでは年間の定期利用者を優先に体育館予約できるようになってはいますが、定期利用者だけでもネット予約ができるシステムを取り入れてみてはどうか質問いたします。

○議長（西川良夫君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 竹内議員の定期利用者だけでもネット予約できるシステムの導入について答弁させていただけたらと思っております。現在、体育施設の使用申請につきましては、先ほど議員もおっしゃってございました指定管理者において町民体育館の窓口にて受付業務を行っております。申請の受付は、翌月の利用分について前月に受付を行います。先ほどの定期利用申請については、月の初め、月初めから15日までに受付を行い、単発の利用の場合は16日以降に受付を行っております。申請時に利用の目的、範囲、時間及び期間、利用者数などの内容について窓口で直接確認を行った後、申請書に記入していただき、利用料を納めていただいております。議員からの提案であります定期利用者のネット予約につきましては、どのような対応ができるか、近隣の市町の体育施設の対応状況などを参考に検討を行いたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 早期にできるように期待しております。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 議長の許可をいただきましたので、質問通告書に従って質問をいたします。理事者の方は簡潔で明確な答弁を求めます。

既に皆さん方は御存じのことと思いますが、改めて御紹介します。藍住町のホームページ、町長室へようこそです。藍住町が今後も持続発展し続けるためには、あらゆる困難に努力を惜しまず挑戦し、住民とともにある行政を目指していかなければならないと考えています。皆様からのメッセージや御意見、御提言をお待ちしています。高橋町長はこのように言っておられますので、町民の皆さんからも意見や要望、提案を出してください。真正面から受け止めてくれると思います。今、住民とともに歩む藍住町をつくろうとする動きが始まっています。住民グループの皆さんからバーベキュー施設の計画中止の要請書に署名が添えられ、町長宛てに提出されましたが、この個人署名には住民の思いが反映しています。もう一つの住民グループが、町長宛てに北島町や松茂町はコミバスを無料で出しているのに藍住町でも導入してほしい、少しでも藍住町が福祉に優しい町になってほしいと切に願いながら連日署名活動に取り組んでいます。住民の皆さんの声が町政に届くことを願って質問に入ります。

1 点目です。バーベキュー施設の計画中止の要請書についてです。高橋英夫町長に8月17日、住民グループ藍住町を考える会から計画中止を求める1, 313筆の要請書を提出をし、少数意見と切り捨てるのではなく、住民の声をくみ上げる場をつくってほしいと訴えました。新聞やテレビでも大きく取り上げられました。この要請書に対してどのような対応がなされたのか、町長に伺います。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、質問にお答えする前に、たくさんの方が署名をした要請書をいただいておりますので、このバーベキューエリアの整備に至った経緯について、御説明をしたいと思います。私は以前より、東中富桜つつみ公園に指定避難場所まで距離のある祖母ヶ島地区の住民の皆さんや近隣の皆さんの一時避難場所の整備を検討しておりました。実際、祖母ヶ島地区の方からは避難所の南小学校までは距離があり、何か対策を講じてほしいというような御意見もいただいております。また、さまざまな特性を持たれているお子さんをお持ちの保護者の方からは、大勢がいる避難所への避難はちゅうちょされるとの声を聞いております。そう

した方々が避難される選択肢の1つとして、パーソナルスペースを確保できるテント避難所の整備を考えておりました。このテント避難につきましては、熊本地震でも有効な避難方法として大きく報道されておりました。そして、この2つの避難を実現するため、東中富桜つつみ公園に一時避難所とテント避難所を整備したいと考えていたところでもあります。災害はいつ発生するか分かりません。しかし、備えというのは、これはもう必ず必要であります。そこで、平常時と災害時という2つのフェーズで活用できるフェーズフリーをコンセプトにした公園を整備してはどうかと考えるようになりました。避難場所に必要な管理棟や太陽光発電設備、炊事場、電灯等が非常時におけるバーベキューにも利用できることから、同時にバーベキュー場の整備について検討を始めました。町内では宅地開発が進み、自宅の庭でバーベキューをしている御家族をよく見かけますが、こうした方々が周辺に気を遣うことなくバーベキューができる場所を提供し、さらには、バーベキューエリアを開放する平日には親子連れやお年寄りなどさまざまな方に利用していただけるようにできないかと考えております。

本年3月議会の全員協議会でも議員の皆さんにテント避難所としての活用やフェーズフリーをコンセプトにした公園の再整備であるということをお説明させていただいております。林議員さんをはじめ、署名された方の中にも少し誤解をされている方もいらっしゃるかもしれませんが、このバーベキューエリアについては、私の選挙公約にしているバーベキューパークとは異なるものであります。東中富桜つつみ公園ではバーベキューに使える広いスペースが確保できないことから、当初、構想していたバーベキューパークからバーベキューエリアに変更することといたしております。また、町内で用地を買収してバーベキューパークの整備をすることも考えましたが、かなりの費用負担が発生しますので、慎重な取組というのが必要となります。基礎的なデータもないままに整備に取りかかるのではなく、今回、このバーベキューエリアを活用し、需要や課題等を十分に検証した上で公約にしているバーベキューパークの整備を検討したいと考えておりますので、その点について御了承ください。365日、何らかの目的を持つ公園として整備を進める上で、公園全体の見直しも始めております。公園を魅力的なものとするため、今は流れが止まっている滝や遊具の修繕、撤去等についても年次計画の策定を進めているところであります。

長く説明を申し上げましたが、大きなポイントというのは4点であります。1点

目は、避難所から離れている地区に対する一時避難場所の整備。2点目は、パーソナルスペースを必要とする方へのテント避難所の整備。3点目は、公約としていたバーベキューパーク整備に向けた需要調査や課題等の検証。4点目は、周囲に気を遣うことのないバーベキュー場と親子連れや高齢者、障害者などの憩いの場の整備。この4点が東中富桜つつみ公園を再整備する目的であり、これまで申し上げてきた災害対応機能の強化、地域の活性化などは大きな目的となりますが、これを細分化して説明すればこの4点となります。

それでは回答に移らせていただきますが、まず、パブリックコメントにつきましては、一部、皆様方の御意見を反映させるとともに、御意見に対する町の考え方というのを御報告させていただきました。しかし、これはバーベキューエリアをより良いものにするための御意見を募集したものでありまして、計画実施についての是非を問うといった趣旨のものではございません。この度、多くの御署名をいただいた要請書をお預かりしたことを受け、今月14日に町ホームページに要請内容にお答えする形で事業に対する町の考え方を改めて御報告いたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、町長から答弁をいただきました。この要請書の提出のときに、先ほども申しましたように、少数意見と切り捨てるのではなく、住民の声をくみ上げる場をつくってほしい、このように訴えたわけですから、ぜひひとつ検討していただきたいと。なお、14日のホームページに先ほど町長が言われたような中身が掲載されるということですが、やはり直接会って対話の場をつくってほしい、このことを申し上げて、その次の質問に入ります。

大きな2点目です。藍住町を考える会が中止の理由として5点挙げました。1つは、約6,500万円からの莫大な費用を投入すると、これはやはり税金の無駄遣いでないかと。そして、本当に必要な事業にこの予算を使ってほしい。さらに、あの桜つつみ公園ですね、災害時の活動拠点にならないのでないか、こういう疑問符であります。それから、パブリックコメントの中に多くの人たちがこの事業に反対をしていると、こういうことを述べているわけです。さらに、桜つつみ公園は、藍住町唯一の町民のいわゆる数少ない憩いの場であると。ここを奪わないでほしいと。このような5点を挙げて署名活動が行われてきたわけです。ですから、この5点に

についても町長は回答する義務があると思いますが、この点、お考えを伺います。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、答弁いたします。8月17日に藍住町を考える会から東中富桜つつみ公園バーベキューエリア整備事業の中止を求める要請書を1,313筆の署名とともにお預かりをいたしました。これまでパブリックコメントにより本事業の基本計画案をお示しし事業の周知を図るとともに、事業計画がより良いものとなるよう皆様から御意見を募集し、いただきました御意見に対しましては、町の考え方を御報告させていただいたところでございます。この度、多くの御署名をいただいた要請書をお預かりしたことを踏まえ、改めて事業に対する考え方について、要請内容5点について、お答えする形で答弁をいたします。

まず、要請内容の1項目目に、莫大な費用として現時点で事業費として約6,500万が見込まれていますが、資材高騰や運営開始後の民間委託料などによるさらなる費用も発生し、巨額の税金が未永く投入され続け、町政を圧迫しますとあります。本事業は管理棟や炊事場、太陽光発電設備、車椅子利用者向けのスロープなども設置し、公園の利活用の幅を広げることで非常時にはテント避難場所として活用するなど、東中富桜つつみ公園をフェーズフリーな公園としてアップデートするものであります。特に災害時には、さまざまな特性を持たれている方で一般の避難所での生活が困難な方などに向けて、高台にある芝生広場を活用したテント避難や公園駐車場を活用した車中避難、指定避難所まで距離のある祖母ヶ島地区の住民の皆さんや近隣の皆さんの一時避難など、これまで藍住町では対応することができなかった避難者等の多様なニーズに応えられる設備となります。一方で、災害が発生していない平常時には地方創生の拠点として管理棟や太陽光発電設備、炊事場等、バーベキュー等が利用できる設備として活用することにより、災害時のみまたは平常時のみしか活用できない設備ではなく、フェーズフリーな設備として有効活用できますので、一概に収益性のみをもって整備するわけではありません。既存の公園内に整備することによりコスト削減を図っているところではありますが、最近の社会情勢を鑑みますと資材高騰については否定できない状況となっております。引き続き、設備仕様等を検証しながら、事業予算内に収まるよう努力してまいります。管理体制については、現在検討中ではありますが、バーベキュー場としての営業日数というのは年間140日程度を見込んでいることから、運営費用が不必要に高額とな

らないように経費等の削減に努めてまいります。

次に、要請内容の2項目目に、本当に必要な事業に予算をとして、この事業は不要不急です。自治体の予算には限りがありますので、県内の他の自治体のように医療費の減額や学校給食費無償化など、町民にとって本当に必要な分野への予算づけを優先してくださいとあります。これにつきましては、本事業は災害対応機能の強化、まちづくりのにぎわいの一環として取り組む事業であります。災害時においては、近年、発生確率が高まっている南海トラフ巨大地震などへの対応が求められており、多様化する避難者等のニーズにも応えるために、避難施設、避難方法の選択肢を確保しておく必要があります。特に、特性を持たれているお子さんをお持ちの保護者の方からは、大勢がいる避難所への避難はちゅうちょされるとの声を聞いており、そういった中でテント避難というパーソナルスペースを確保できるような避難施設の整備が求められております。また、全国的に人口減少が加速し、藍住町でも人口が減少局面に転じつつある中、これまでのにぎわいを維持し続けるためにも、関係人口や交流人口の拡大といった地域の活性化に向けた取組を推進する必要があります。いずれも待ったなしの喫緊に取り組むべき地域課題であり、本事業はこれら2面の問題解決に向けた事業であると考えております。さらには、急速に宅地開発が進み、多くの住宅が増えてきた中で、自宅の庭でバーベキューをしている御家族をよく見かけますが、周辺に気を遣うことなくバーベキューができる場所を提供する必要があると考えております。なお、参考として、要望事項に例示していただいている給食費を無償にした場合について、令和4年度の中学校、小学校、幼稚園、認可保育所の保護者負担額は合わせて約2億3,400万円となっていることから、仮に給食費無償化を行った場合は、その全額を毎年町が負担することとなります。

次に、要請内容の3項目目に、災害時の活動拠点にならないとして、町は災害時にバーベキューエリアを活動拠点とすることとしていますが、公園の広さや立地を考えると、特に大規模災害の場合には実現不可能な案ですとあります。これにつきましては、まず、東中富桜つつみ公園の芝生広場は盛土をしており、砂と間隙水による液状化が発生しにくく、また、液状化が発生しても水抜きパイプが整備されているため、大きな被害が出ないのではないかと考えております。そのため、芝生広場上において災害対応機能の強化を図ることによって、指定避難所におけるメインの屋内避難所ではなく、屋外のサテライト機能を持ったサブ避難所としての活用が可能になると考えました。災害直後は町民が一斉に避難し、避難経路の道路状況も

不確定要素がある中、混乱が起こり得ると想定されます。指定避難場所まで距離のある祖母ヶ島地区や東中富桜つつみ公園近隣の皆さんが一時的に身を寄せる場所を確保することが一つの方策であると考えており、一時避難所として約1,000名の収容が可能となります。また、特に大規模災害時には、多くの方が避難所での避難生活を送ることが想定されています。中には、さまざまな特性をお持ちで避難所での共同生活が困難な方もいらっしゃるでしょうから、サブ避難所を設置することで避難者やその御家族の多様なニーズにも応えることができます。芝生広場にはテント避難場所として約200名の収容が可能であると考えております。災害時には、その災害の内容や規模によって対応が変わりますので、その災害に応じて適切な対応がとれるよう施設整備、備蓄品等の確保や災害対応機能の強化に努めてまいります。

次に、要請内容の4項目目に、パブリックコメントの多くが事業に反対として、今年3月には事業の基本計画案への意見募集を行い結果を公表しましたが、否定的な意見が多数を占めますとあります。これにつきましては、整備反対の立場からいただきました御意見も、さまざまな課題が想定されることによる懸念からの御意見であると捉えております。御指摘いただきました懸念事項等がクリアできるよう運営方針を検討してまいります。なお、先ほども御答弁いたしました、パブリックコメントに係る手続というのは、これはもう計画実施についての是非を問うものではありません。

最後に、要請内容の5項目目で、町民の数少ない憩いの場であるとして、町内には公園施設は数箇所しかありません。その中でも桜つつみ公園は、芝生広場、大型遊具、水辺、遊歩道、トイレなどを備え、特に利用者の子供たちにとって安全でのびのび遊べる唯一の公園です。この事業により飲酒トラブルやにおいなどの問題が懸念されます。町民の憩いの場を確保してくださいとあります。これにつきましては、バーベキュー場としての営業時間中は管理人を配置することとしており、近隣住民や他の公園利用者への迷惑行為が行われないよう管理してまいります。また、バーベキューにおける煙やにおいについても、それらの発生を考慮した電気式のバーベキューグリルを導入することとしており、町が用意するバーベキューグリル以外の使用は禁止といたします。この度のバーベキューエリアの整備は、有効活用しづらかった傾斜地を平地として再整備することにより活用の幅を広げるものでありまして、これまで子供たちが遊んでいた芝生広場の利用を妨げるといったもの

ではありません。中央部の芝生広場と新たに整備する箇所の間には遊歩道もあり、距離的には分断されることから、バーベキューエリア以外の公園利用者も従来どおり憩いの場として御利用いただくことができると考えております。また、現在、3月6日、何らかの目的を持つ公園として整備を進める上で、公園全体の見直しも始めています。公園をより魅力的なものとするため、今は流れが止まっている滝や遊具の修繕、撤去等についても年次計画の策定を進めているところであります。東中富桜つつみ公園が憩いの場所として今後も快適に御利用いただけるよう維持管理に努めてまいります。以上が要請書に対する町の考え方であり、本件につきましては、議会への御答弁を踏まえ、事業に対する町の考え方として、改めてホームページで公表いたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。それで、あと、かなり時間がですね、今の答弁で経過をしておりますので、いくつかあと重要な質問がありますので、パブリックコメントの実施期間ですね、この問題については手続条例に第7条に違反しているんでないかということです。いわゆるこの期間、半分しかとっていないと、こういう問題があります。それから、町民への周知では、徳島新聞以外の購読者には、パブリックコメントの要綱が届いていないと。今後、ぜひ、周知方法も検討すべきでないか。それから、もう一つはバーベキュー施設っていうのは収益を伴う事業でありますから、なぜ利用者数とか収入見込みを立てていないのかと、この点で非常に計画がずさんであると。民間であれば、このような計画では金融機関からの融資も受けられないということです。この点でも、いくつかこのような私は問題点があると思っていますので、これについては答弁はいりません。

続いて質問いたします。大きな2点目に入ります。マイナ保険証についてです。マイナ保険証の問題について伺います。マイナンバー制度がスタートして約10年が経過しました。私はデジタル技術の活用によって住民サービスの向上や地方行政の業務の効率化が進むことに反対するわけではありません。しかし、同一の個人識別番号を複数の行政機関で利用し、各行政機関が持つ個人情報をも1枚のカードにひも付けようとしている国は、G7主要7カ国で日本だけです。個人情報を守る点から見ても、世界の流れに逆行しています。カードの取得は任意でしたが、保険証を廃止をするという目的からマイナカードを事実上義務化しました。保険証を来年秋

には廃止せよと号令をかけているのは、大企業、経団連です。既に3兆円もの莫大な税金が投入されています。質問に入ります。本町におけるマイナンバーカードの交付状況に伺います。これは資料請求をしていますので、資料請求に従ってひとつ説明を願います。なお、マイナンバーカードの推進が進まない、このようなことから申請者には2万円のポイントをつけました。そして、さらに、このポイントをつけながら今度は保険証を廃止をすると、こういう状況が現在の状況ではないかと思えます。この点で答弁願います。

○議長（西川良夫君） 山瀬住民課長。

〔住民課長 山瀬佳美君登壇〕

◎住民課長（山瀬佳美君） 林議員からの御質問の本町におけるマイナンバーカードの交付状況について、御説明申し上げます。令和4年6月末の交付状況につきましては、交付枚数が1万4,921枚、交付枚数率42パーセントとなっております。その後、マイナポイント第2弾として、キャッシュレス決済サービスに対するポイントに加え、健康保険証とのひも付け及び公金受取口座の登録によるマイナポイント付与事業の開始に伴い交付枚数も増加しており、令和5年8月末現在では、保有枚数2万5,636枚、保有枚数率72.1パーセントとなっております。これは、県内では4番目に高い数値ではありますが、いまだ3割近い方がマイナンバーカードをお持ちでないため、取得方法の周知に努めてまいりたいと思えます。

なお、総務省は、マイナンバーカードについてはこれまで累計の申請数と交付数を公開してきましたが、制度開始から7年以上経過し、死亡や有効期限切れ、紛失による再発行などで廃止になるケースも増えてきているため、実態により近い数字として保有枚数を公表していくこととなっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、答弁をいただきましたので、続けて質問に入ります。それで、政府は普及促進のためにポイントの付与だけでなく、普及率に応じて地方交付税に差をつける、こういう強行策まで実施をいたしました。マイナ保険証の促進のために、役場の職員の皆さんは大変苦勞をしたことと思えます。次の2点について伺います。この間、申請が困難な高齢者、障害者に対する支援、どのように行ったのか。さらに、高齢者施設、介護施設などカードの4桁の暗証番号の

保全、管理については大変だと、このようにいわれています。これは個人情報保護法との関連もあります。町への相談、その対応についてどのようにされたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 山瀬住民課長。

〔住民課長 山瀬佳美君登壇〕

◎住民課長（山瀬佳美君） 林議員からの御質問のうち、マイナンバーカードの申請支援についてでございますが、従来より役場庁舎において写真撮影を行う申請支援を行っております。昨年度はこれに加え、希望する地域の老人クラブに訪問しての申請補助事業を行いました。当事業におきましては、町社会福祉協議会を通じて募集を行い、4団体25名の方に御利用いただきました。また、庁舎外での申請補助事業といたしまして、保健センターで実施しております1歳児健診及び3歳児健診会場での申請補助をはじめ、町内保育施設等での申請補助を行い、36名の方に御利用いただいております。高齢者施設等に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、訪問できておりませんが、令和5年11月頃から暗証番号の設定を必要としないマイナンバーカードの申請交付が予定されておりますので、高齢者施設等に入所されている方を対象にした出張の申請補助も検討していきたいと考えております。

また、施設入所者のマイナンバーカードの管理につきましては、国が作成しております福祉施設、支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルにおいて留意事項等が示されております。当マニュアルにつきましては、国より施設、支援団体に提供されていることから、カードの管理等について、当町への相談は今現在ございませんが、相談がありましたら適切に対応したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。大変御苦勞なさっておられます。それで、いよいよ来年の秋からマイナンバーカードと保険証の一体化による健康保険証が廃止をされようとしています。そして、最近、マイナ保険証に対する国民の怒りに対して、政府は来年の秋以降、マイナ保険証を持っていない人は全員に資格確認書、これは申請が不要で送付されるような計画です。資格確認書は健康保険証と同じ機能で、紙・プラスチックのカード型です。顔写真は入りません。有

効期間は最長5年になる予定です。現行の健康保険証と同じであり、保険証の廃止は必要ないと考えてます。これらの点について、やはり世論、そして保険証廃止に伴う町民の不安に対して、本町としてどのように対応されるのか答弁願います。

○議長（西川良夫君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 林議員のマイナンバーカードと保険証の一体化による健康保険証の廃止に対する町民の不安への対応についてお答えをいたします。全国の状況としまして、令和5年8月で1億2,500万人のうち、マイナンバーカードをお持ちの方は約8,990万人、そのうち約6,660万人、人口全体の約53パーセントの方がマイナ保険証をお持ちになっております。参考としまして、藍住町国民健康保険被保険者6,272人のうち3,542人で56.4パーセント、後期高齢者医療被保険者4,371人のうち2,229人、51.0パーセントの方がマイナ保険証をお持ちです。マイナンバーカードに保険証機能を備えているマイナ保険証につきましては、過去に処方されたお薬の情報や検診結果などの情報が医師や薬剤師に共有されることにより、最適な医療が受けられることや限度額適用認定証がなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなど、さまざまなメリットがあり、国においても利用促進が図られております。こうした中、令和6年秋以降の保険診療については、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とし、健康保険証を廃止する規定が盛り込まれた、改正マイナンバー法が令和5年6月2日に衆議院本会議で可決、成立されました。この法律では、令和6年秋以降に現行の健康保険証の新規発行を停止し、オンラインで資格確認を受けることができない方については、保険者が資格確認書を交付する規定が設けられております。資格確認書は医療機関の窓口に提示することにより今までと同様に保険診療を受けることができるもので、国民健康保険や後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽなどの各保険者がマイナンバーカードに保険証機能を備えているマイナ保険証をお持ちでない方、全員に資格確認書を交付することとなっております。また、資格確認書の有効期間は各保険者が設定し、最長5年とされております。現時点での取扱いで、藍住町の国民健康保険者の方を例にいたしますと、令和6年秋に保険証の新規交付が停止された後、被保険者証の再交付を希望される方や、転入や社会保険からの異動により新たに国保加入した方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書を交付いたします。その後、

例年の保険証の更新時期である令和7年3月下旬にマイナ保険証をお持ちでない被保険者の方に有効期限を記載した資格確認書を交付することとなります。

健康保険証廃止に伴う町民の方の不安に対しまして、8月の広報におきまして、マイナ保険証をお持ちでない方も保険者が発行する資格確認書で医療機関の受診ができることや、令和6年秋の時点で既に交付されている健康保険証は最長で1年間使用することができることなど、お知らせをさせていただきましたが、今後も国や関係機関から情報を収集し、機会を捉えて、広報、ホームページ等を通じて町民の方にお知らせをしてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ただいまの答弁をいただきました。やはり開業医の反対とか国民の反対ですね、さらには、マイナカードの返納が45万枚以上に達したそうです。ですから、非常に不評だと。こういうことから資格確認書を、これが発行されると。この資格確認書にした場合の発行コスト、年間で241億円必要としているそうです。非常にこれも税金の無駄遣いの最たるものであります。このお金を学校給食費の無料化に使うとか、そういうことをすれば、もっともっと経済的な大変な暮らしの方々が救済されるんでないかと思います。答弁はいりません。

3番目です。少し早口で言います。防災対策です。防災対策は、災害から人命を守ることです。1つは木造の住宅耐震診断と耐震工事、これは資料請求をしていますので、資料を見ていただいたらお分かりでないかと思います。そこで、今、地球の温暖化が進んでいる問題ということで、少しいくつか提案をしたいというふうに考えています。それで、今、世界各地で続発する大規模な山火事とか森林火災も気候変動の影響であります。そこで、私たちにできることというのは、根本的にはCO₂を削減する、太陽光発電の導入など自然再生可能なエネルギーへの転換が必要です。そこで、住宅リフォーム事業を創設することを新しく提案します。事業内容は、災害予防、バリアフリー化、省エネルギー化。地球温暖化対策として、住宅の断熱性向上につながる壁や屋根、床下などに断熱材を入れること、既存の窓に内窓をつけて二重窓にする改修工事に取り組む。これをやはり町の事業として行うことが必要でないかと。その中身としては、電気代の節約、さらには地球温暖化防止対策に役立つと、このように考えます。ぜひ住宅リフォーム事業を、この制度を町として実施をしてください。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、林議員からの一般質問のうち、住宅リフォーム事業を創設してはどうかについて御答弁させていただきます。令和4年第4回定例会にて林議員より、住宅リフォーム事業についての一般質問がございました。その時には、令和2年度藍住町店舗等快適化リフォーム補助事業並びに新しい生活様式応援住宅リフォーム事業を実施し住環境の改善を図り、地元業者への発注により地域の活性化につながったもので、経済効果があったと御答弁させていただいております。この事業の補助対象となった設備工事については、住宅の機能や住居環境の向上のための修繕、増改築などであり、熱交換換気システム設置、交換や断熱材の充填等、地球温暖化対策、省エネルギーに対応した工事も含まれております。しかしながら、本町におきましては、近いうちに発生が予測されております南海トラフ巨大地震に備えるために、住宅の耐震化等を目的とした事業を重点的に補助しているところでございます。したがって、現在のところは、耐震化を伴わない住宅リフォーム助成事業の創設については、現在のところ予定はございません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。木造住宅の耐震化、ここに力を入れると、こういう答弁でありました。これも資料、要求いたしまして、出されています。昨年1年間で木造住宅の耐震診断がわずかしか進んでいないんですね。19戸です。しかも、そのうちほとんどのいわゆる住宅が0.1。いわゆる1.0未満ということで、耐震改修をしなければならないのにもかかわらず、それがなかなかできないと、こういう状況なんです。ですから、この点ももう少し具体的に考えていただきたいと、このことを申しまして、その次に入ります。

それで、いくつか要望ときます。本町の危機管理室の担当者2人です。今後、防災対策を強化をするためにも増員をしてください。さらに、自動車の運転免許証の自主返納者に対するヘルメットを支給してください。安全を守るとともに、外出機会の確保するように健康増進につなげるために実施をしてください。この要望でございます。それで先ほど、西部の防災拠点が桜づつみ、この問題につきましては、若干答弁をいただきましたので省かせていただきます。

最後、6点目です。東部地区の防災拠点に勝瑞城館跡地に設置を提案いたします。勝瑞地区には避難場所は北高があります。遠方だという意見が多く、勝瑞城館跡地を公園にする。そこに太陽光発電設置を設置し避難施設をつくること。このように提案をいたします。なお、この施設は皆さんも御存じのように、三好長慶、戦国天下人です。さらには、遺跡の展示、勝瑞城館跡まつりなど歴史と文化を継承するこの歴史館を建設して、そして藍住町の観光スポットにしていく。このような方向をぜひ立てていただきたいと。その建物には交流施設などをつくり、その一部を避難施設に活用する。この提案は、鳥海議員と小川議員の知恵を借りた共同作品です。藍住町の歴史館を建設し、東部の防災拠点として住民の命と暮らしを守る場をつくってください。この点は強く要望いたします。

○議長（西川良夫君） 答弁いりませんか。

●11番議員（林茂君） いります。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、林議員御質問の東部地域の防災拠点の設置について、お答えいたします。現在、勝瑞地区にある避難施設として、指定避難所は藍住東小学校、指定緊急避難場所については徳島県立徳島北高校と勝瑞城館跡公園の3箇所がございます。御承知のとおり指定避難所とは、災害で避難した方が必要な期間滞在する目的で設置する施設のことで、指定緊急避難場所とは、災害による危険が切迫した状況において生命の安全確保を目的として緊急的に避難をする際の避難先として位置付けされている施設であります。議員御指摘の勝瑞城館跡公園は、現在、地震や津波の際の指定緊急避難場所としております。この公園は、史跡活用のための国庫補助金を活用して用地を取得しており、目的外の利用はできないこととなっております。そのため、指定避難所として避難者が滞在できるような建物などの設置ができない状況であります。

しかしながら、勝瑞地区を含む東部地域に避難場所等の防災関連施設が少ない状況は認識しており、検討していかなければならない課題として、今後、避難場所等の防災関連施設の設置について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 11番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。勝瑞城館の跡地に避難場所として建物を建てるのはなかなか問題があると。そのほかですね、検討を進めていくと、こういう答弁でありました。奈良県とかいろんな所はそういう史跡の問題とか、いろんなやっぱり問題があってもですね、避難場所をどうつくっていくかっていうのはひとつ検討してください。非常に場所的にもいい所です。なお、高橋町長がこの三好長慶を語るということで、20周年の記念誌が発行されました。これ、私、いただきました。

〔林議員、記念誌を提示する〕

● 11番議員（林茂君） 高橋町長がこの記念誌に対して祝辞を述べられています。ここだけちょっと紹介します。「ここ数年、三好氏の研究が飛躍的に進み、日本の政治史上また文化史上での評価は非常に高くなっています。本町に所在する阿波三好氏の本拠地である勝瑞城館跡も、発掘調査や整備が進展しただけでなく、各分野の研究も進み『守護所戦国城下町の構造と社会—阿波国の勝瑞』と題した専門家の方々の共同執筆による書籍が出版されました。さらに日本百名城にも認定されるなど、全国的にも注目される遺跡となりました。今後も勝瑞城館跡が本町のシンボルを空間として町民一人一人が郷土の歴史文化遺産とふれあい、親しみ、遺跡の持つ価値に対する理解と関心が一層深まるよう努めてまいりたいと思います。」このような祝辞を読ませていただくと、やはり勝瑞城館跡を何とか藍住町のシンボルとして空間として歴史的な文化を継承していくと、こういう方向にぜひ避難施設の場所として検討を重ねていただきたいと、この点でどうでしょうか。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、史跡活用のための国庫補助金を活用して用地を取得しておりますので、目的外の利用はできないことになっておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。以上です。

〔林茂君起立〕

● 11番議員（林茂君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 次に10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。
理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

まず最初に、情報漏えい、官製談合について伺います。学校給食用肉の調達をめぐり特定の業者に他の業者の最低見積額を漏らして受注させたとして官製談合防止法違反、入札妨害と公競売入札妨害の両罪に問われていた元副町長奥田被告の結審が6月28日にあり、求刑どおり1年6か月でありました。町長は3月議会において、この度の不祥事を受け職員の先頭に立って再発防止に取り組むため私をトップとするコンプライアンス対策検討会を設置し、事件の検証を行い、問題点を洗い出すとのことでしたが、元副町長の結審が終わった今、どのような検証が行われ、どのような問題点があったか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員から、学校給食用肉の調達をめぐる官製談合に関してどのような問題点があったのかとの御質問をいただいております。学校給食用肉の調達に関する官製談合事件につきましては、元副町長と元副議長が関与した重大な事件として、全国的にも大きく取り上げられることとなりました。町におきましては、去る2月13日における副町長の逮捕後、既に設置されておりましたコンプライアンス対策検討会議におきまして、直ちに再発防止に向けた議論を開始いたしております。また、4月26日には公判が始まり、起訴状により犯行の状況やいきさつなどが明らかになるとともに、事件に影響を及ぼす可能性から聞き取り調査を行っていなかった当時の教育委員会担当者からも確認を行ったところであります。こうした結果を踏まえまして、検討会議において、事務処理の改善、見直しなどについて取りまとめを行い、去る5月17日にはホームページで既に公表をし、翌日の新聞にもその一部が掲載されております。この検討に当たりましては、事件が起こった教育委員会だけでなく、役場内各所属にも再発防止策を取り入れることができるよう、さらには、不祥事の発生につながる恐れのある事務処理等についても改善、見直しを行っております。事務処理に関しては、次の3点について改善、見直しを図ることとしております。1点目は、開札までの見積書の取扱いについてであります。問題点として、担当者が見積書を保管しておりましたが、全ての事業者からの提出を待たずに開封するなど、十分な管理がなされておりました。このため、事業者から提出された見積書は、鍵付きの入札箱又はキャビネットで保

管し、開札までは見積価格を見ることができないよう、厳重に管理することといたしました。また、開札には担当課以外の職員が立ち会うこととしております。2点目は、見積もり合わせ、契約事務への組織的な関わりについてであります。問題点として、契約事務の手続きを担当者のみが行っており、組織として不正に気づくことができませんでした。このため、常に管理職や上司が事務手続に関与することで複数人により監視し、不正が疑われる場合には、組織的な対応を行うことで不祥事を起こさせない体制を構築することといたしました。3点目は、随意契約マニュアルの作成についてであります。問題点といたしましては、随意契約に関する事務手続について、職員共通のマニュアルというのが今までありませんでした。これを統一した運用を行う必要があるというふうに考えております。このため、事務執行に当たっての留意点などをまとめた随意契約に関するマニュアルを作成することといたしております。

次に、職員研修に関しまして、特別職、副町長が逮捕されたということで、特別職を含めた職員全てに契約事務に関する倫理意識を高めるという必要があると考えております。このため、新たに作成する契約事務に関するマニュアルを活用するなど、定期的に契約事務に関する研修などを実施することといたしております。

次に、町議会議員からの働きかけに関し、問題点として、元副議長からの働きかけが不祥事につながっているということから、町議会議員からの不正な働きかけを防止いたしたいと考えております。このため、町議会議員からの不正な働きかけを受けた職員は書面に記録し、町長まで報告することとしております。

次に、公益通報制度に関して、次の2点について、改善、見直しを図ることとしております。1点目は、公益通報制度の周知徹底についてであります。問題点といたしまして、公益通報制度、これまで本町では通報実績はありません。制度自体が形骸化している可能性があると考えております。このため、職員のコンプライアンス研修などの機会を捉え、公益通報制度について周知徹底を図ることとしております。2点目は、特別職が通報対象となる場合の対応についてであります。問題点といたしまして、職員からの通報を総務企画課長又は弁護士が受け付けることとなりますが、その後の事案調査は総務企画課長が行うということになりますので、特別職の不正調査を行うのは困難であると考えております。このため、特別職の不正に関する調査に関しては、総務企画課長又は弁護士の受付後、直ちに町長に報告し、町長が総務企画課長を指揮して事案調査を行うことといたします。

なお、通報対象者が町長の場合には、副町長が指揮して事案調査を行うというふうな形をとっております。検討会議におきましては、以上の7点につきまして、改善、見直し等が必要であるとの結論に至ったところでございます。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 今、7点の改善点ですか、出していただきましたが、この度のこの不祥事は、藍住町民にとって本当に恥ずかしいような事件でした。現職の元副議長と、また、現職の元副町長が起こした事件であります。テレビとか新聞でも大きく報道されました。町民の方にとっては、どしたんでというような意見もたくさん聞きました。7点の検証されて、今後こういうことがないような、引き締めていていただきたいと思います。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 当時の次長は3月議会で、見積書の情報漏えいに関することについては奥田元副町長がどのようにして他の事業者の見積書を把握したのか今回の事件を検証する上で、極めて重要な点であると認識しておりますが、捜査関係事項でありますので、現時点では何も申し上げることはありませんと答弁しているが、裁判が結審した今、はっきりとしたと思うがどのように検証したのか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の御質問について、答弁させていただきます。小川議員におかれましては、6月議会で同様の質問をいただいておりますので、その時の私の答弁と重なる部分がございますことを御了承ください。教育委員会としましては、4月26日に公判が始まり、起訴状の内容を受け、当時の状況を確認するため、同日の4月26日に総務企画課の人事担当職員と私とで、当時の担当職員に聞き取りを実施しております。当時、見積もり合わせをはじめとする随意契約に係る明確なルールは定められておらず、担当者は、見積書の内容を確認するために締切前に開封していたことが分かっております。しかしながら、担当としましては、外部に漏れることのないように管理しており、他の職員にも見せることはなか

ったと話しております。その中で、上司である元副町長からの見積書の内容を聞かれて、一職員として、業務上の照会として答えておりました。また、こちらの聞き取りを実施した内容につきましては、先ほど吉成副町長から説明のあったコンプライアンス対策検討会議へ引き継いでおります。この会議で実施したことにつきましては、吉成副町長から説明させていただいたとおりでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。当時の次長は17日の徳島新聞の記者に対し、決裁までに副町長が見積書を目にするタイミングはないと答えているが、4月26日の初公判終了後、当時の担当職員に聞き取りを行ったところ、職員は提出期限前に届いた見積書を開封していたと説明。奥田被告に教えた理由を上司の指示なので、特に疑問を抱かずに伝えたとのことが報道されておりますが、これだけの事件が起きているのに、職員に対して一切の処分はされていない。なぜ処分しないのか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 先ほどの答弁でもお話ししたとおり、上司である元副町長からの業務上の照会であり、懲戒処分の指針に照らし合わせた結果でございます。また、起訴内容でも、担当職員の責任は問われておりません。以上のことから、懲戒処分には該当しないと判断いたしまして、服務上の措置を講じております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問します。この担当職員の業務上の行為を懲戒処分の指針に照らし合わせた結果、懲戒処分には妥当しないというようなことも先ほど述べられておりましたが、一方の元副町長は官製談合防止法違反で逮捕されているのに、この元副長に教えた職員にも上司にも何の処分もされていない。多くの町民から何の処分もないのはおかしいとの声を聞くが、この件どうでしょうか。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 先ほど答弁させていただいたとおり、担当職員については服務上の措置として判断しております。また、教育長につきましては、嚴重注意の処分をさせていただいております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次の質問に入ります。町長は、本町における工事及び物品の買入れ等の発注については原則として町内業者を優先してまいりました。また、これからもその考えに変わりはないとのことでしたが、それなら、なぜこのようなことが起きたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員から、町内業者への優先的な発注を行うとのことであったが、なぜこのようなことが起きたのかとの御質問をいただいております。本町における工事及び物品の買入れなどにつきましては、原則として町内業者に優先して発注をいたしております。しかしながら、発注内容によっては、町内業者だけでは対応が難しいものがあります。例えば、舗装工事を発注する場合は、町内に舗装工事を専門としている業者はいないことから、町外業者と契約をせざるを得ないこととなります。また、自治体における公共調達におきましては、地方自治法が求めている機会均等、公正性、透明性、価格の有利性を満足しながら地域内の中小企業の受注の確保に努める、この両方のバランスが肝要であります。このため、例えば、購入する物品について町内に複数の取扱業者がない場合には、自治法が定める要件を満足させるため、町外業者にも見積もり合わせや指名競争入札に参加を求めることとなります。本町におきましては自治法の趣旨を参酌し、随意契約で発注する場合には原則として2者から3者以上から見積書の提出を受けることとしており、指名競争入札では原則として5者以上を指名することといたしております。発注先を過度に限定した場合には、独占禁止法上の問題となる可能性もあります。冒頭に申し上げたとおり、町内業者優先という考え方に軸足を置いた上で、各種法令の規定に照らし、適切な発注に努めております。また、言うまでもなく、町内業者、また、町外業者に関わらず、他の業者の見積価格を漏らすことなどはあってはならない、許されないことでもあります。元副町長に契約事務に関するコンプライアンス意識が欠如していたことが、今回の事件を起こした最も大きな原因ではなかつ

たかと考えております。小川議員の最初の質問にもお答えしたとおり、今後こうした事件を起こさないため、さまざまな再発防止策について対策会議で検討を行ったところであります。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。教育委員会が2020年度から学校給食用食肉の発注方法を指定した複数の業者との随意契約から業者に見積書の提出を求める見積もり合わせに変更しているが、町長はこのことを知っていたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） 変更があったことは承知しておりますけども、その理由をですね、ちょっと聞いたんですけども、多分、前の前の担当者が変更しようと思うんです。それで、ちょっと理由もそのときに聞いたように思うんですけども、はっきりとした記憶にはありません。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問いたします。阿波牛の藤原は受注率が20年12.2パーセントから21年35.9パーセント、22年度は70パーセントに上がっていた。見積書を出しても受注できないと辞退する業者が増え、22年度は20年度の5倍に相当する延べ214業者が辞退したと報道されております。町に納入できないため、店を閉めた事業者もあると聞いたが、町内業者を優先したといえるのか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君起立〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員に先ほど御答弁したとおりでございます、自治法の定める条件を満足するために見積もり合わせに町外業者から参加していただくということがございます。いわゆる価格の有利性でありますとか、そうしたところを私どもも自治体でございますので、見積もり合わせの結果、安い価格のところを発注するといった形を取っているところでございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次の、元町議平石容疑者は裁判の中で今回の事件について頼み事はなんでも聞いてくれたので今回も聞いてくれると思ったとの事が新聞に掲載されていたがどんなことだったのかという質問は、ちょっと新聞が見つかりませんで、デマということになるかも分かりませんので、これは、この問題は取り消させていただきます。

次に、防災対策について。先般の台風で徳島市や板野町など多くの自治体で高齢者等避難指示が出されたので、本町には出なかったが理由は何か。また、高齢者等が避難した人はいたか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、小川議員からの高齢者等の避難情報の発令に関する御質問について、お答えいたします。8月15日、和歌山県に上陸し日本を縦断した台風第7号は、本町にも8月14日から強い雨や風の影響が出始めました。幸い、本町では人的、物的な被害は確認されませんでした。県南部などでは、道路が浸水するなど大きな被害が出た地域もありました。台風や大雨などの災害時に町民の皆様に対して呼びかける避難情報については、町が発令する情報として、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保があります。それぞれ河川の水位や今後の降雨の状況など客観的な判断材料から適当なタイミングで発令することとしており、避難情報の判断・伝達マニュアルで基準を定めて運用しているところであります。このため、近隣の市町村が警戒レベル3高齢者等避難を発令したからといって、それに呼応するように本町が発令するということはありません。他の市町村でも独自の基準を設けて独自の判断で避難情報を発していると考えております。また、既に御承知とは存じますが、徳島市や板野町などはその行政区域に山地があるため、土砂災害のリスクがあり、気象庁が発令する気象情報についても土砂災害に関する大雨注意報や警報の対象となっており、自治体が発令する避難情報もそれに対応して出されることとなります。対して、本町は山地を有していないため土砂災害のリスクはなく、当然、土砂災害に関する大雨注意報や警報の発令対象にもなっておらず、本町が発令する避難情報の基準もありません。このようなことから、近隣の山地を有する市町村に比べると、本町は相対的に気象警報等が発令される頻度や避難情報を発令する基準

が少ないこととなります。

また、後段で御質問のありました、台風第7号の際、高齢者等で避難した人はいたのかという点につきましては、避難された方や避難したいなどの相談はございませんでした。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、津波ハザードマップについて伺います。新しく配布された津波、洪水、高潮ハザードマップによると、本町全域が0.5メートルから5メートルの浸水区域になっております。吉野川の氾濫が起きた場合、町内全域が浸水するとのことですが、町民のほとんどが藍住町は浸水がないと思っております。町民に対してどのように啓発していくのか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、小川議員御質問のハザードマップ周知、啓発に関しての御質問にお答えいたします。本町のハザードマップにつきましては、最新のものを昨年、令和4年4月に作成し、町内の全世帯に配布しております。また、新たに本町に転入された方につきましても、転入届の受付の際に窓口で配布をしております。さらに、紙面のハザードマップだけでなく、ウェブ版のハザードマップもあわせて作成し、町のホームページから閲覧できるようにしております。

また、ハザードマップの周知につきましては、自主防災組織や自治会等の団体の集まりなどに出向きまして出前講座を開催し、ハザードマップの見方や活用方法などについて詳しく説明をしたり、町が開催する防災訓練の参加者に説明をしたりしているところでございます。今後もさまざまな機会を捉えてハザードマップの周知を行い、町民の皆様にご活用していただき、ハザードマップ作成の目的でもあります町民の皆様の早め早めの避難が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） あらゆることで啓発していくとのことでしたが、この中で、指定避難所の見直しはするのか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。ハザードマップ、国や県において津波浸水想定についての見直しも行われると聞いておりますので、その点も踏まえて必要に応じて、見直しも必要に応じて行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 耐震ができていない11階の町営住宅について、今後どのようにしていくのか伺います。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 小川議員さん御質問の耐震ができていない11階の町営中富団地について、今後どのようにしていくのかについて答弁をさせていただきます。町営中富団地については、現在、入居募集を停止し、老朽化による政策空家を実施しているところです。現在、町営住宅は10団地ありますが、来年度に中富団地を含む全ての町営住宅の長寿命化計画を策定することとしており、今後の方針について検討してまいりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 高齢者、障害者、車椅子の方、酸素吸入者、透析を受けている方の人数とその方たちの避難の対応はどのようにしていくのか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 小川議員から御質問のありました災害発生時に支援が必要な方への避難対応につきまして、答弁をいたします。本町では、国の災害対策基本法と町防災計画に基づき、高齢者や障害者など自ら避難することが困難と思われる方の避難行動要支援者名簿を作成しております。現在、1,124名の登録があり、65歳以上の高齢者のうち支援が必要と認められる507名、重度の身体、療育、精神手帳所持者と歩行等が困難な難病患者が284名、要介護区分3から5

の方が333名となっております。このうち車椅子利用者は47名、酸素吸入者は8名、透析が必要な方は56名でございます。要支援者のうち、避難誘導や安否確認など個別支援を希望する527名につきましては、自宅の間取りや避難所までの経路、避難支援者、服用薬の種類、身体状況などを記載した個別避難計画書を整備し、また、医療的ケアが必要な方にスムーズな支援が行えるようサポートブックの作成も進めております。災害発生時の支援がまとめられたマニュアルやガイドブックも多く作成され、有事の透析利用、人工呼吸器や酸素ボンベの取扱い、ストマのような日常生活用具の調達など、日頃から備えておくべきことが分かりやすく示されております。福祉課としましては、危機管理室との連携を密にし、これらを参考にした速やかな支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。1,129名登録されているということですが、重度のサポートがいる方が527名ということで、車椅子の方が47名、酸素吸入者が8名、透析を受けている方が56名と、いざ、災害に遭ったときにやはり日頃からシミュレーションをしておく必要があると思いますが、徳島新聞に先日、車椅子で避難、支援方法を学ぶということで、車椅子避難サポーター養成講座が那賀町でありました。車椅子の支援の方法を学ぶとともに、地域の防災力を高めることにつながるのとことでしたが、本町でもこういうことを実施する計画はないか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に対して御答弁いたします。昨年度の避難訓練でも、本町では車椅子の方を対象にした訓練を行っております。その中で、社協と連携したリフト車での送迎などもこの後、また、連携をして実施してまいりたいと思いますので、今後、きちんと対応してまいります。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 災害弱者を今後検証していくというようなことでありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、東中富桜つつみ公園について、先ほど林議員の答弁にもありました。町長は9月6日付けで、災害の平等と災害時においてフェーズフリーで活用する施設であり、町民の皆様の安全と安心を守るとのことですが、大洪水が起きた場合、特にこの桜つつみは川沿いでもありますが、浸水が想定されますが、この検証はしたのか伺います。

〔「質問あったよ、これ、今の。」の声あり〕

〔「質問、あの、通告書の中にあるで。」の声あり〕

〔「通告してないでえ。」の声あり〕

〔「通告してないだろう、ほんなん。」の声あり〕

〔「あるで。」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 小川議員、これ通告書、出てますか。この今の内容で。

●10番議員（小川幸英君） 通告書にはないが、林議員の質問の中から、重複してますので違うことを質問しました。

〔「あかんだろ、ほんなん。」の声あり〕

○議長（西川良夫君） それはちょっと。

〔「ほんなん、勝手に直すやいうん。」の声あり〕

○議長（西川良夫君） その質問はちょっと。通告書に従って言ってください。

小川幸英君。

●10番議員（小川幸英君） 通告してないということなので、次の質問に入ります。全員協議会の中で説明するとのことでしたが、説明は未だありません。これ、地元で説明会を開くということについてであります。地元で説明会開かれておりません。このことについて、伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、小川議員御質問の地元説明会に関しての御質問にお答えさせていただきます。説明会につきましては、本年6月定例会での一般質問におきまして御答弁しておりますとおり、説明会では参加された方にしか町の考えをお伝えすることができないことから、広く町民の皆様の御意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施いたしました。また、近隣の住民の方へは、パブリックコメント実施にあわせまして事業計画に関する資料をポスティングにより周知を図っております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） パブリックコメントとったというようなことで地元の説明会はなかったということですが、アンケートをとった方に聞いてみますと、あの辺の地元の方、ほとんど反対、署名されたというようなことも聞いております。先ほど町長がスポーツパークについて、若者の意見を広く聞いていきたいというようなことおっしゃっていましたが、やはりこの問題も地元には最低限説明するべきことでなかったかと思えます。

次に、先ほど町長が桜つつみ公園の川とか池の整備ということを言われておりました。これ、3月で予算化されていりましたが、今、全然まだできていないというような状況と聞いております。これ、なぜ今できていないのか伺います。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 小川議員さん御質問の桜つつみ公園整備事業で川や池に水を流す予定であったが、水は流れていない。どうなっているのかという御質問について、答弁をさせていただきます。東中富桜つつみ公園の川や池の設備はポンプやろ過器を用いて水を循環する仕組みとなっておりますが、設備の損傷により令和2年頃から使用を停止し、現在修繕を進めているところであります。工期は令和6年3月までとしており、公園の再整備完了にあわせて運用を再開することと検討しております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 子供たちの憩いの場でありますので、やはり水が流れとったり池があったりしたら非常に子供たちが喜んで楽しむ施設でありますので、どうか早急に対応していただきたいと思えます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時とします。

午前11時53分小休

午後1時再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開します。

次に、4番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

まず、防災避難所運営について、質問します。2023年9月1日で関東大震災から100年。先日9月7日開催した第71回南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、第449回地震防災対策強化地域判定会で評価した南海トラフ周辺の地殻活動の調査結果は、以下のとおりです。現在のところ、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常値と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。南海トラフ沿いの大規模地震、マグニチュード8からマグニチュード9クラスは、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70パーから80パーセントであり、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態です。また、この夏、全国的に猛暑が続いていますが、7月下旬以降の高い気温について気象庁の検討会は、太平洋高気圧の本州付近への張り出しが記録的に強まったことが要因で、歴代と比較しても圧倒的な高温で異常気象だといえると結論付けました。東日本や西日本の太平洋側では発達した雨雲が次々を流れ込む線状降水帯が相次いで発生し、24時間の最大雨量は関東甲信から近畿にかけての23の地点で観測史上最も多くなりました。災害はいつ起こるか分かりません。過去の震災で避難所となった学校において、集団生活のためのルールや運営方法が決まっていなかったため不快な集団生活がなかなか改善されず、支援の体制が遅れると多くの問題が発生したことが教訓となってできたのが震災時避難運営マニュアルです。そこで、藍住町の避難所運営マニュアルについてお聞きします。運営マニュアルの事前準備には、どのようなものがありますか。事前に協議しておきたい内容はどのようなものがありますか、御答弁お願いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、永浜議員御質問の避難所運営マニュアルについて、お答えいたします。災害時の避難所開設や運営については、藍住町避難所運営マニュアルで詳しく定めているところがございます。その中で、避難所運営の基本方針として3つの方針を掲げております。1点目は、住民の自治による避難所運営を目指すこと。2点目は、被災者の自立を支援する拠点となる避難

所運営を目指すこと。3点目は、災害時要援護者にも優しく、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を目指すこととということでございます。この方針に基づいて円滑に避難所を運営するためには、自治会や自主防災組織などの地域の団体の皆様や町職員、施設関係者の関係者間であらかじめ役割分担や避難所運営のルールなどについて決めておくことが重要でございます。そのために、今後、藍住町避難所運営マニュアルに基づいた避難所開設訓練や関係者会議などを実施し、顔の見える関係の構築や事前の取り決めを進めてまいりたいと考えております。

また、避難所に避難する町民の皆様には、避難所のルールの理解や最低1日分は持参をお願いしたい非常用持ち出し品の備蓄など事前の備えについて、防災訓練や出前講座などを通して周知、啓発を徹底してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。徳島新聞朝刊で、関東大震災100年、災害支援の原点、賀川豊彦から学ぶ、2023年9月1日から9月3日連載の記事の中から、関東大震災で被災地支援に当たった徳島ゆかりの社会運動家、賀川豊彦、1888年から1960年、豊彦さんは、平常からの訓練の重要性を挙げています。訓練の一つとして、避難所運営ゲームHUGの実践の機会を設けてみてはいかがでしょうか。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、永浜議員御質問の避難所運営ゲームHUGについてお答えをいたします。避難所運営ゲームHUGは、2007年に静岡県が企画、開発した防災カードゲームのことで、避難所運営を疑似体験できる具体的で実践的な図上訓練となっています。あわせて、グループに分かれてゲームを行うので、参加者同士の交流や連帯感が生まれるものとなっています。また、大がかりな準備なども必要なく気軽に実施できることから、避難所運営を体験するための演習方法として、全国で広く実施されると聞いております。

本町では、避難所運営に関しての実践的な訓練が十分に実施できていない現状でありますので、避難所運営ゲームHUGの有効性なども考慮した上で、今後、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。自治体の災害対応は、経験値で大きく変わってくると思います。2016年の熊本地震で甚大な被害が出た熊本県は、20年の熊本豪雨の時に県が市町村に応援職員を派遣し、迅速に支援活動に当たりました。一方、あまり災害に遭ってない秋田県で7月に起きた豪雨災害では、罹災証明書の発行が遅れるなど、課題が少なくなかった、こういう現実があります。普段から各地の災害現場に自治体職員を派遣して、経験を積むことは欠かせないと指摘する声も上がっております。そういう時にですね、災害現場への派遣の検討をお願いしたいと思います。

次に、中学校と高校の連携について質問いたします。今年度、8月18日から8月27日の日程で藍住中学生海外派遣事業に12名の生徒が参加しました。いろいろな体験を通じて、生徒たちにとって実りのある事業だったと聞いております。英語教育に力を入れている藍住町、藍住中学校と北高等学校との連携について、お尋ねします。徳島北高等学校のスクールミッションは、英語教育をリードする学校として英語の4技能をバランス良く高める授業や大勢のALTと英語のみで過ごすイングリッシュデイ、海外語学研修などの活動を通して国際的視野を持ったグローバル人材に必要な力を育成します。今後、藍住町の中学生と徳島北高等学校の生徒との交流を図る計画は何かございますか。よろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員の中学校と高校との連携についての御質問にお答えいたします。中学校と高校との連携につきましては、中学校から高校への進学の際の不安を解消する手立てに関して、以前の本議会で答弁しましたように、オープンスクールへの参加などの方法で対応しています。今回の御質問は、例えば英語教育を標榜している徳島北高校などのような近隣の高校との交流について何かできないかという問題意識であると理解しています。

先頃4年ぶりに実施いたしました中学生の海外派遣を経験した生徒と、徳島北高校で海外派遣を経験した生徒との交流が計画されています。これは北高校からの提案に賛同する形で実施の運びとなったもので、同じく海外派遣を実施している北島中学校の生徒も参加するとのことで、この9月25日に実施の予定です。こういっ

た活動は、英語への興味や高校生活への関心などが深まる契機となるものと思います。そして、この興味、関心は他の生徒たちにも広がることを期待できるものと考えます。中学校と高校との連携については、その必要性の検討とともに有効な機会を模索してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁ありがとうございました。すごく期待を持って見守っていききたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、GIGAスクール構想についてお尋ねします。全小学校、中学生に学習用端末を配備するGIGAスクール構想をめぐる、地域によって授業での端末の使用頻度に差が出ています。学習状況調査によりますと、5年生までの授業でほぼ毎日使用したと回答した6年生の割合は28.4パーセント。地域によって差があり、公立では新潟県が38.9パーセントと最も高かった一方、佐賀県は11.8パーセントと最低でした。徳島県は19.2パーセント、藍住町はどれぐらいの数字でしょうか。また、今後の取組について御答弁いただけますか。よろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員のタブレット端末の活用状況に関する質問にお答えをいたします。現在の活用状況についてですが、ごく概要ですが調査しましたところ、学校、学級によって多少差がありますが、小学校で概ね3割程度の授業で利用しているということです。高学年になるにしたがって使用頻度が増す傾向が見られます。それから、中学校は教科や担当によってかなりの差があり、1割から5割の授業で活用しているとのことであります。教師用のタブレットは指導者用のデジタル教科書が導入されている教科があることから、ほぼ毎時間活用しております。タブレット端末はコロナ禍を機に全国的に導入されましたが、導入の趣旨の核心は個別最適な学びと主体的、対話的で深い学びという文科省の授業改善の方針に沿って授業の形を変えていくところにあると考えます。

現在、参考となる実践例もさまざまな機関から紹介されており、学校現場では実践しながらタブレットを活用した授業方法を模索している状況です。今後、子供たちの使う教科書のデジタル化が順次進んでいく見通しもあり、多忙な中であっても

この模索ないし研究を着実に続けていくことが必要で、より良い授業改善につながるものと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁ありがとうございました。端末は公教育の必須ツールなので、文房具のように身近に使ってほしいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 次に、6番議員、森伸二君の一般質問を許可いたします。森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

最初に、コミュニティバスの導入について質問いたします。本町の公共交通機関をみてみますと、JR勝瑞駅は北島町との町境付近に位置し、多くの路線バスが経由するゆめタウンも町の中心部からは離れた場所にあります。公共交通機関を利用する場合には、自家用乗用車などを使って自宅から移動しなければなりません。高齢者の移動手段としては、ノリ乗りタクシー券事業により一定の成果が上がっていると思いますが、公共交通機関へのアクセスは脆弱な状態にあります。

また、政府の方針では2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラル、脱炭素の実現を目指すこととされています。その具体的な取組の一つとして、自家用乗用車に対し、単位輸送量当たりの二酸化炭素排出量が8分の1の鉄道や5分の1の路線バスの利用促進が必要だといわれています。本町でも、毎年、路線バスの維持のための負担金を支出しており、本年度も当初予算ベースで680万円計上されていますが、抜本的な解決に至っていないのが現状だと思います。公共交通機関を多くの町民の皆様が通勤や通学に利用することになれば、二酸化炭素排出量を抑制するだけでなく、町内幹線道路の渋滞の緩和にも寄与するものと思います。

そこで、高齢者の移動手段だけでなく、JR勝瑞駅やゆめタウンへのアクセスを良くし、通勤や通学に鉄道や路線バスを利用してもらうため、コミュニティバスを導入してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、森議員御質問のコミュニティバスの導入について、お答えをいたします。まず、2050年カーボンニュートラルに向けた取組として、輸送人員の多いバスや鉄道といった公共交通機関を活用することは大いに有効であると認識していただいております。そのため、本町においても、地域公共交通機関の利用促進施策の一つとしてノリ乗りタクシー券事業を実証実験事業として実施しており、事業目的には高齢者の外出機会を増やすことにより介護予防につなげるとともに、普段からの移動に地域公共交通機関を活用するという意識の醸成を掲げております。

藍住町の現状は自家用車に依存した車社会であり、コミュニティバスの導入に当たっては、現在実施しているノリ乗りタクシー券事業の実施や路線バス維持のための負担金の支出といった地域公共交通施策全体で検討していく必要があると考えております。地域公共交通機関の利用意識が醸成されない中でのイニシャルコスト、ランニングコストのかかるコミュニティバスの導入は過度な財政負担となりかねず、一度運行を開始すると容易に廃止できないことから、非常に慎重な判断が必要となります。本町といたしましては、引き続きノリ乗りタクシー券事業の実施や勝瑞駅駐輪場を活用したサイクルアンドライドの推進、県とゆめタウン徳島が連携して実施している店舗利用型パークアンドライドの推進、普及啓発により地域公共交通機関の利用促進を図ってまいります。

コミュニティバスについては、将来的に地域公共交通機関の需要が高まり、地域公共交通施策全体の中でコミュニティバスの必要性が高まった際に、改めて本町の地域の特性やニーズを踏まえ、導入を検討する必要があるものと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） それでは、次の質問に移ります。国は高齢化の一層の進展、現役世代の急減という2040年の人口構造に対応し、より多くの高齢者の皆さんが意欲や能力に応じて社会の担い手としてより長く活躍できるよう、従来の65歳までの雇用確保措置に加え、さまざまな就業や社会参加の形態も含め、70歳までの就労機会の確保を図ることとしています。また、人生100年時代では、65歳あるいは70歳で引退した後もまだ30年近い人生が残っている可能性があります。

シルバー人材センターは、人生100年時代に向けて高齢者の就労の場の確保に大きな役割を担っていると考えています。しかしながら、令和5年10月1日からインボイス制度が開始されると、会員の皆さんが年間の消費税を含んだ報酬の総額が1,000万円以下の消費税免税事業者になることから、シルバー人材センターから会員に支払われる報酬に対しての消費税の仕入れ税額控除ができなくなります。経過措置として、簡易課税制度を選択すれば制度開始から3年間は80パーセント、4年目から3年間は50パーセントの仕入れ税額控除が認められます。しかし、令和11年11月1日からは会員の報酬に対しての消費税の仕入税額控除が認められず、シルバー人材センターが全額負担しなければならなくなります。仮に年間の報酬総額が藍住町シルバー人材センターの実績に近い1億円の場合、約900万円消費税の納付額が増え、その全てがシルバー人材センターの新たな負担になり、シルバー人材センターの経営に大きな影響を与えることになると思います。この問題を解消するための対策としては、会員への報酬単価の減額、利用者の利用単価の増額、町からの補助金の増額などが考えられます。会員や利用者への影響を少なくすることやシルバー人材センターの事業継続を図るために、今後の消費税の負担増を考慮しながら、本年度当初予算で200万円計上されているシルバー人材センター事業補助金をある程度増額していったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいま森議員から御質問のありましたインボイス制度開始に伴うシルバー人材センターへの支援について、答弁をいたします。インボイス制度開始によりシルバー人材センター運営への影響が大きいことは、町としましても承知をしております。御質問にもありましたように、センターが受注する業務を請け負い、配分金を受け取る消費税免税事業者の会員と課税事業者のシルバー人材センターが取引をする場合、適格請求書の発行が受けられないセンターが支払った配分金の10パーセント相当額に係る消費税分を支払わなくてはならなくなるということは、大きな負担となります。こうした中で、会員の課税事業者登録や配分金の引き下げ、発注者の負担増などの対策が挙げられているようですが、働く意欲の減退につながりかねない負担や受注量の減少が懸念されるとの意見もあります。シルバー人材センターは、雇用機会の創出と生きがい対策、健康対策にもつながる

大切な組織です。事業補助金は、高齢者の福祉の増進に資することを目的にこれまでも支出をしてまいりました。今後の対応としましても、高齢者福祉の観点から、状況を見ながら検討したいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 答弁をいただきました。今後、検討していくということですので、早期に実現できるようお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。令和5年6月議会において、藍翠苑東側のゲートボール場を中心とした敷地に藍翠苑を建替える。さらに、老朽化し耐震基準を満たさない勤労女性センターを早期に整備するため、藍翠苑と合築するとの方針が示されました。2つの施設を複合施設として整備することはイニシャルコスト、ランニングコストの両面とも安価になるなど、整備手法としては適正であると考えています。そこで質問ですが、現施設が持つ特別な機能として藍翠苑には高齢者用のお風呂、勤労女性センターには軽スポーツ等ができるアリーナがありますが、新施設でも同等のものを整備する計画でしょうか。また、藍翠苑が高齢者、勤労女性センターが主に女性と利用できる対象者にも一定の制限がありますが、整備後の利用者にも制限を設ける予定なのか、お伺いします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 森議員から、藍翠苑と勤労女性センターの複合施設における整備計画について御質問をいただいております。まず、藍翠苑につきましては老人福祉法に規定された老人福祉センターであり、設置及び管理に当たっては、国の通達により施設の目的、利用料、施設で実施しなければならない事業、建物の構造や規模等が定められております。また、勤労女性センターにつきましては当時の勤労婦人福祉法に規定された働く婦人の家の機能を有する施設となっており、施設で実施しなければならない事業や設備などが定められておりましたが、現在は法律が改称され、働く婦人の家の設置条項は削除されておりました。勤労女性センターの設置に関する根拠法令はなくなっているような状況にあります。

この度、2つの施設を集約する目的につきましては、それぞれの施設に配置しております。例えば講習室などの設備を共有して利用することによりまして公共施設の保有量、床面積の削減を図りまして、将来にわたって維持管理費の縮減など経済

的合理性を図るという狙いがあります。

このため、現時点において、2つの施設の利用者が共有できる講習会室でありましたり森議員からお話がありましたアリーナにつきましては新たな複合施設においても整備いたしたいというふうに考えておりますが、その他の設備につきましては現在の利用団体等と協議しながら検討を進めることとしております。

次に、利用者の制限を設けるのかどうかについてでございますが、藍翠苑及び勤労女性センターにつきましては、各施設の設置及び管理に関する条例において施設利用できる方が限定されております。新たな施設の整備に当たりましては、できましたら多世代の交流を促す施設としたいということを考えておりました、なるべく利用者を制限することがないよう整備を進めたいと考えておりますが、老人福祉法に規定する老人福祉センターとして位置づけるか否かによっても制限が生じる可能性があるため、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川良夫君） 森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 藍翠苑、勤労女性センターの多くの利用者の皆様が期待している複合施設の早期完成をお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休します。再開は、1時45分とします。

午後1時32分小休

午後1時45分再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開します。

次に、8番議員、紙永芳夫君の一般質問を許可いたします。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。私は本年の6月議会において、藍翠苑と勤労女性センターの老朽化対策について質問しました。理事者からは、藍翠苑と勤労女性センター両施設の老朽化対策をして、令和7年完成予定で新たな複合施設の検討を進めているとのことでした。御承知のとおり、勤労女性センターの近くに位置する武道館もまた、その老朽化は進んでおります。そこで、藍翠苑と勤労女性センターの両施設に武道館をあわせた総合的な複合施設ともいえるものを検討してはいかがでしょうか。

具体的に申しますと、複合施設を体育文化の拠点として捉え、1階が高齢者向き

施設、2階が女性向き施設、3階が武道館とその使用目的など定めてはどうでしょうか。施設の建設場所も少なくて済みます。武道館の跡地は駐車場のスペースとして利用すれば、今日抱えている駐車場問題も解決するのではないのでしょうか。もちろん、町の財政事情もあろうかと思いますが、検討の余地はないのでしょうか。町行政推進の立場から、理事者の所見をお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 紙永議員から、藍翠苑と勤労女性センターの統合に武道館も含めてはどうかとの御質問をいただいております。先の6月議会におきまして、老朽化している藍翠苑と勤労女性センターを統合した新たな施設の整備について公表したところでございます。この2つの施設を集約する目的は、それぞれの施設に配置しております講習室などの設備を共有して利用することにより公共施設の保有量、床面積の削減を図り、将来にわたっての維持管理費の縮減など、経済的合理性を図るという狙いがあります。仮に武道館を統合することとなると、武道館にある道場と勤労女性センターのアリーナの共同利用を検討することとなりますが、武道館の道場につきましてはほぼ毎日のようにスポーツ少年団をはじめ中学校の柔道部や剣道部が利用しており、勤労女性センターでもアリーナを卓球教室や体操教室などに利用しております。このため、道場とアリーナを一つの施設に統合し共同して利用することは現実的ではありません。議員から周辺対策も含めた提言ではございますが、武道館を含めた複合施設とすることは困難であるものと考えております。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君起立〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問いたします。三者複合施設を建設するにはクリアしなければならない問題があることは、私も理解しております。武道館は1981年に建設され、42年が経過しております。特に一部雨漏り、外壁の塗装などは補修が急がれております。武道館は藍翠苑や勤労女性センターと状況が異なり、管理する人がいません。日中は締め切られたままの状態であります。日よけのカーテンも一部壊れており、通風機も機能しない状態の館内は厳しい日の差し込む夏場などは16時を過ぎても40度以上を超える暑さで、館内の体感温度は想像を超えるものがあります。

そこで、当面の暑さ対策として、日々練習に汗を流している練習生はじめ指導者

や保護者の皆さんからは、スポットクーラーや大型扇風機などの増設を考えていただけないかといった要望が議員の私にも数多く寄せられております。未来を担う子供たちが心身を鍛える施設として、武道館のあり方や利用の仕方などその対策についてもこうした機会にぜひとも御検討願えればと考えるところであります。町長はじめ理事者からの温かい御配慮をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） 紙永議員の再問について、答弁をさせていただきます。武道館は中学校の柔道部や剣道部のクラブ活動、スポーツ少年団の柔道、剣道、少林寺拳法、日本拳法をはじめ、武道に取り組む多くの町民の方に御利用をいただいております。議員の質問にもありましたが、武道館は建築後43年を迎えることから、耐震化や老朽化による補修工事の必要性が問われる施設でもあります。今後の対応としましては、武道館は旧耐震基準の昭和55年以前に設計された建物であり、まずは施設の耐震診断や改修等を進めてまいります。

また、議員から提案をいただきましたスポットクーラーや大型扇風機の増設につきましては、現在、スポットクーラーが2台、大型扇風機が8台設置しておりますが、さらなる暑さ対策といたしまして、来年度はスポットクーラー並びに大型扇風機の増設を行います。なお、今年度は柔道で使用する畳について傷みのみられることから、更新を実施することとしております。今後も武道館の維持管理や運営に必要な施策を行い、御利用いただく皆さんに安全に利用いただけるよう適切な維持管理を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） よろしくお願いをいたします。

次に、男女共同参画について。私は1987年頃、役場で男女共同参画に関わる担当課長をしておりました。その頃、1人の女性議員から厳しい苦言や温かいお言葉をいただき、指導を受けました。女性議員からの主な指摘は、役場の女性管理職が1、2名とはあまりにも少ないといったものでありました。今でもそのことは脳裏に焼き付いております。男女共同参画社会基本法が制定されたのは、1999年6月23日でした。また、本町においても第3次藍住町男女共同プランが策定されたのは、2019年7月12日でした。しかしながら、国、地方とも現在、今日に

至るも男女格差は現存し、女性の地位向上には大きな進展が見られない状況にあるといわれております。国においてもあらゆる分野において女性の管理職の目標比率を30パーセントと定めておりますが、現状では13パーセントにとどまっているといわれております。そうした中で、本年3月、藍住町役場では多くの課長が退職されております。人事については議員の私が是非を申し上げる立場にはありませんが、一般的には人事は適材適所を図る中で勤務年数、年齢、積極性、指導性など多くの要素、要件を考えあわせて決定されるものといわれております。もちろん、本年4月の本町役場の人事もこうした点を勘案して行われたものと思われませんが、高橋町長の英断で数多くの女性課長が誕生しております。今日、本町役場での女性管理職の比率は約60パーセントに近い状況であります。議員構成の多様化は地方議会を住民に近づける効果があり、女性議員の比率が増加した議会では議会改革が進展し、審議が活性化する傾向にあるとみられております。本町議会でも女性管理職の比率が60パーセントに近い状況を鑑み、女性議員の拡大にも向けた取組が喫緊の課題と思われれます。未来の代表を積極的に受け入れるとともに地域の未来を切り開くことが今、求められているのではないかと本町の女性管理職の比率を知るにつけ、一人の議員として本町議会への女性議員の参画を感じているところであります。

そこでお尋ねいたします。本町でも将来、女性の副町長や女性理事の誕生を検討してみられてはいかがでしょうか。また、地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用率は2次プラン最終年度の平成30年で31.6パーセント、令和5年の目標値が40パーセント以上、同じく地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性登用率、平成30年で14.3パーセント、目標値が令和5年で20パーセント以上であり、目標を達成することが文字どおり男女共同参画社会基本法の趣旨と思いますが、どうでしょうか。所見をお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、紙永議員御質問のあらゆる分野における女性の要職登用について、お答えいたします。まず、あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり、男女の区別なく活躍できる組織づくりが何より重要であると考えております。その上で、令和元年度に策定いたしました藍住町第3次男女共同参画プランにおいて、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」を主要課題として掲げて

おり、女性の審議会や委員会等への登用、女性町職員の管理職への登用に積極的に取り組んでいるところであります。その結果、現在本町における管理職の女性登用率は平成30年度の42.9%から62.5%に増加しており、また審議会、委員会等の女性委員につきましても、それぞれ増加しております。御質問の副町長や理事職への女性の登用についてでございますが、性別にかかわらず組織マネジメントの優れた能力を有するとともに、その職責を担うにふさわしい人格が求められております。他方で、政策・方針決定へ女性の視点を生かすということも重要であると認識しております。人事につきましては以上の点を踏まえ、最適な人材を登用していくべきであると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 次に、中学校の部活動の支援強化について、お伺いをいたします。今日、教員の勤務の激務が大きな社会問題となっております。現場の教員は通常業務のほかにクラブ活動の指導、練習試合や各種大会への引率業務、生徒指導などで土曜、日曜、祝日のない状況が続き、休日も容易に取れない現状にあることがマスコミでも大きく取り上げられております。

国のスポーツ庁でも現場の教員負担の軽減を図るため、外部コーチ制の導入を検討しているようですが、地方自治体独自では外部コーチを制度化し、その導入を図ることは難しいと思いますが、申すまでもなくクラブ活動はともに力を合わせ助け合い、チームワークを形成し、人間関係にも役立つと一般的にいわれております。また、クラブ活動では先生と生徒たちのコミュニケーションも図られ、学校生活でも大変重要な役割を果たしているものと思われまます。クラブ活動は特に学校教育の一環として、その重要性は申すまでもありません。外部コーチの導入といっても、平日仕事のある人には依頼するにもなかなか難しい問題があるといわれております。

そこで、現状をお伺いします。今、藍住中学と藍住東中学校の両中学校ではスポーツクラブがいくつあり、外部コーチにお願いしているクラブはいくつあるのか。また、外部コーチに関する本町教育委員会での現在の取組状況について、お伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 紙永議員の御質問、中学校の部活動の支援強化につ

いて答弁させていただきます。まず、現在の両中学校のスポーツクラブ数ですが、藍住中学校では14のクラブが活動を行っております。具体的には、野球、サッカー、陸上、柔道、剣道、水泳、女子ソフトテニス、女子バレーボール、男女バドミントン、男女バスケットボール、男女卓球でございます。東中学校でも同数の14のクラブが活動を行っております。具体的には、野球、サッカー、陸上、テニス、剣道、水泳、女子ソフトボール、女子バレーボール、男女バドミントン、男女バスケットボール、男女卓球でございます。

その中で、外部コーチをお願いしているクラブ数は、藍住中学校では柔道、剣道、卓球の3つのクラブで活動をしていただいております。藍住東中学校ではバスケットボール、バドミントン、卓球、剣道の4つのクラブで活動をしていただいております。現在、学校部活動の地域移行について、実情と課題を詳しく把握するため両中学校へ聞き取りを行い、部活動の地域移行を進めていくためにスポーツ推進委員会、スポーツ協会、スポーツ少年団など各団体の会議においてお話をさせていただいております。また、来年度にはモデル部活として柔道部、剣道部について、平日の運動部活動の地域移行についても視野に入れ、まずは、休日における地域移行への準備を進めているところでございます。今後も学校部活動における地域連携や地域スポーツ活動への移行に向けた環境整備を行いたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、町営住宅、水道使用料の滞納、徴収状況についてお尋ねをいたします。この問題については、以前にも質問させていただきました。コロナ禍により滞納者宅への督促も制限されており、また、リストラ等による職員、社員、被雇用者等の解雇で収入も減少し、滞納者に対する取組はままならない状況であったと思います。そうした中で、町営住宅及び水道使用料について、令和4年度の過年度分、現年度分の滞納額及び徴収率について、お尋ねをいたします。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 紙永議員御質問の町営住宅使用料の徴収状況について答弁をさせていただきます。昨年度の徴収状況については、まず、現年度分に

については徴収率98.34パーセント、滞納額は61万7,500円となっております。次に、過年度分の滞納額については7,109万3,800円で、収入済額は193万9,385円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） それでは、紙永議員の質問の昨年度の水道料金の現年度分、過年度分の収納状況及び徴収率について答弁をさせていただきます。

令和4年度決算書より決算時、令和5年3月31日現在の現年度の給水収益につきましては、調定額5億710万4,970円に対して収入額5億158万2,850円で未収金が552万2,120円となり、徴収率は99パーセントとなっております。また、過年度につきましては、調定額1,543万5,729円に対して収入額469万2,675円で未収金が1,074万3,054円となり、徴収率が30.4パーセントとなっております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君起立〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問いたします。令和2年、3年、4年の3年間の悪質滞納者に対して水道の給水停止、町営住宅の明渡しは何件あったかお尋ねいたします。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 紙永議員さんの再問について答弁させていただきます。御質問の過去3年間の悪質滞納者に対する明渡し請求等の状況につきましては、令和2年度から7名の滞納者へ弁護士から明渡し請求を行いました。この7名のうち5名が既に自主退去による明渡しを実施しております。残りの2名については、現在、訴訟による係争中となっております。この係争中の2名については、判決確定後も明渡しに応じない場合、強制執行を行うこととしています。今後も誠意のない悪質滞納者には訴訟を視野に入れた方針で厳しく対応をしてまいりたいと考えております。以上、答弁させていただきます。

○議長（西川良夫君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君起立〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） それでは、紙永議員の再問の水道の給水停止の状

況について答弁をさせていただきます。過去3年間ということですので、まず、令和4年度につきましては、給水停止文書の発送は延べ53件発送し、給水停止件数は7件となっております。令和3年度につきましては文書発送が延べ109件、給水停止は12件となっております。令和2年度は文書発送が延べ83件、給水停止は13件となっております。いずれの給水停止案件におきましても、給水停止文書の発送や給水停止後には直ちに料金の納付や納付誓約などがほぼ行われており、適切に未納者へ対応ができていると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） それでは、まとめさせていただきます。これより先、私の考えを申し上げます。私も両方担当課長をさせていただきましたが、滞納者に対しての納付指導は大変厳しいと思います。また、過年度分、現年度あわせて納付していただければ、滞納額は減少しないと思います。そうであっても滞納者に対する納付指導、使用料の取立ては大変と思いますが、生活が苦しい中でも納めている人もおられます。使ったものは払うのが当然です。町民の間で不公平等は決して許されるものではありません。ところが、こうしたことの認識に立てば、担当課、担当職員の皆さんには大変な御苦勞と思いますが、どうか町民の皆さんの気持ちに寄り添いながら、悲観もせず楽観もせず、大変ですがひたすら地道に努力を重ね取り組まれますことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 次に、1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。今月、9月は防災月間であります。また、9月1日の防災の日は関東大震災が発生した日であり、今年はこの大震災から100年目に当たる記念すべき年です。幸いにも、本町においては大規模な自然災害から遠ざかっておりますが、私は、防災月間や防災の日は町民の皆さんと一緒に本町に想定されている自然災害を考え、また、災害に備えるきっかけにしたいと考えており、一昨年も昨年もこの9月議会において防災に関する一般質問をさせていただきました。そして、今年も同様に防災に関する質問をいたしますので、理事者におかれては前向

きな御答弁をお願いしたいと思います。

本町には急峻な地形がなく、大雨が降っても土砂災害などの危険性はありません。土砂災害に関する警戒情報が発表され、長時間災害への警戒を要する他の市町村に比べて、身近な自然災害は比較的少ない地域であります。しかしながら、近い将来必ず発生し、甚大な被害をもたらす南海地震や国内最大級の活断層を震源とする中央構造線活断層地震、吉野川や旧吉野川の氾濫による洪水被害などが想定されており、発災時における被害を最小化にするためには、こうした自然災害を忘れることなく、常に災害に備えておく必要があります。町民個々人や地域において自らの命や地域を守るために備えておくことも必要であります。私は、町行政としての究極の使命は、町民の生命と財産を守るため災害に強いまちづくりを推進することと考えております。町当局においては、これまでもハザードマップや被害想定公表、防災訓練や備蓄倉庫の整備、避難場所の確保を行うなど、町民の皆さんの安心と安全を守るため、ソフト、ハードの両面にわたるさまざまな対策を進められており、現在、桜つつみ公園に計画されているバーベキューエリアについても平時と災害時にフェーズフリーで活用できる施設であり、これからの町の防災対策を象徴し、町民の防災意識の向上に資するものであると考えておりますので、町として責任をもって整備を推進していただきたいと思っております。

そこでお伺いします。防災月間においては、町としての防災対策を推進することはもとより、町民の防災意識をより一層高める取組を進められていると思っておりますが、災害対策をより深化させるため、町としてどのように取り組んでいるのか御答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、前田議員御質問の防災月間における町の取組について御答弁させていただきます。議員御指摘のとおり、本年は死者、行方不明者10万人を超える未曾有の大災害となった関東大震災から100年の節目に当たります。国においては、各地で防災について考え災害に備える契機として、さまざまな催しが実施されています。本町におきましても、町民の皆様に改めて災害の恐ろしさや災害対策の重要性、地域全体で防災について考えていただけるよう、さまざまなイベントや訓練などの取組を行っております。

まず、町民の皆様に防災意識を高めていただくため、役場1階の町民ホールにおいて9月4日から8日まで東日本大震災パネル展を開催し、続いて11日から15日まで関東大震災から100年・次の100年への備えパネル展を開催しています。あわせて、町のホームページでは関東大震災から100年の特設ページを作成し、防災意識啓発を実施いたしております。また、各家庭で防災意識を始めるきっかけとしてもらうため、非常用持ち出し袋の購入支援事業を行い、家庭での災害時の必需品の備蓄を推進しています。さらに、若年層の防災意識啓発として、夏休みに防災について考えてもらうため、小学生を対象とした夏休み防災自由研究を募集したところです。

次に、町の防災体制の強化や災害対応力向上のため、関東大震災が発生した9月1日にあわせて合同庁舎勤務の職員を対象とした地震、火災避難訓練を実施し、職員のスキルアップを図りました。また、災害発生時の応急活動を強化するため、民間事業者などと災害時対応協定を締結し連携を図っており、この度、新たに2つの協定を締結することとしております。避難所でできたての食事を提供できるようにするため徳島県キッチンカー協会と炊き出し支援についての協定を、地震や洪水の際に道路の通行の妨げとなる放置車両やがれきを速やかに撤去するためNPO法人全日本レッカー協会と災害時における車両等の移動についての協定を、それぞれ締結する予定です。

最後に、毎年10月に実施しております総合防災訓練を本年も10月15日、日曜日午前9時から町民体育館で実施予定としております。今回から防災について関心が低い学生や若い世代の参加を促すため、訓練の名称をあいずみ防災フェスと改め、気軽に楽しく参加でき防災について深く学べるよう、内容についても吟味してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●1番議員（前田晃良君） 再問いたします。この防災月間において、災害時の協定についてはキッチンカー協会とレッカー協会の2つと締結することのようです。町では毎年、いろいろな事業者と協定締結を行っていると思います。協定を締結した事業者はかなり増えていると思いますが、これら事業者と日頃の連携はどのように図っているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。日頃の連携について、どのようにしているかという御質問でございます。現在、本町が民間事業者などと締結している災害時応援協定は49件で、先ほど御答弁させていただきました2件を含めると51件となる予定です。協定を締結している事業者等とは災害時に初めて協定内容の業務を依頼し関わりを持つようになりますが、災害時に効果的に連携をするためには、平時から顔の見える関係を構築することが重要であると認識いたしております。そこで、協定を締結している事業者等とは定期的に担当者の連絡先を確認し合い、町主催の防災訓練に参加していただくなど、平時から連携を深めているところでございます。今後も引き続き、顔の見える関係を築き、災害時に協定の効果を最大限に発揮できるよう努めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 分かりました。協定締結事業者とは、日頃から顔の見える関係を築いておくことが重要であると思います。災害時に慌てることのないよう、連絡体制を構築しておいてください。そして、防災月間ですが、町民の皆さんがこの機会に災害に備えることができるよう、積極的な取組をお願いいたします。また、町としての防災対策を一層推進していただきますようお願いしたいと思います。

次に、先進地事例を踏まえた具体的な防災対策への取組についてお伺いいたします。先月、町議会の防災対策特別委員会において、香川県坂出市の取組を視察いたしました。坂出市では全国的にも大変珍しい取組を進めており、それが女性職員の有志により結成されている、さかいで131おとめ隊であります。このおとめ隊の活動は、女性の視点で防災対策の問題点を把握、その解決策を検討して防災施策に活かすことを目的としております。男性主導の避難所運営による不自由さや役割分担の問題、プライバシーや衛生用品の配布など、東日本大震災において女性に関わるさまざまな問題が発生したことが結成のきっかけになったとのことでありました。災害時において、女性の視点は欠かせません。東日本大震災での課題は全国どこの自治体でも発生が懸念されているところであり、本町としても、あらかじめ十分に対策を検討し、備えておく必要があると思います。

そこでお伺いいたします。本町では、防災対策を進めるに当たって女性の意見

をどのように取り入れているのか、また取り入れようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 前田議員から、防災対策に女性の意見をどのように反映させているのか御質問をいただいております。南海地震や中央構造線活断層地震、吉野川の氾濫など大規模災害が発生すれば全ての住民の生活を脅かすこととなりますが、こうした災害に的確に備えるためには、人口の半数を占める女性の視点は欠かせません。本町におきましては、これまでも女性が安心して避難生活を送ることができるよう、プライバシーを確保する間仕切りや生理用品、粉ミルクなど備蓄品の充実を図ってきたところであります。しかしながら、本町の防災対策は男性職員が中心となってさまざまな計画を推進してきたことから、女性の視点からの検証が必要であると考えており、今後は女性の意見を踏まえた対策となるよう、さらに検討を深めてまいります。

議員お話のさかいで131おとめ隊は、女性職員有志による取組であると伺っており、内閣府の男女共同参画の好事例としても取り上げられております。本町といたしましても、坂出市の事例を参考に、防災に関心が高い女性職員の意見を対策に取り入れるなど、全ての町民の皆様にとって、安全、安心を実現する防災対策を推進してまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 分かりました。防災対策の中でも特に避難所運営は、女性に配慮した対応が必要であります。本町でも、坂出市を参考に、女性職員の意見を取り入れた防災対策を進めていっていただきたいと思っております。

次に、少子化対策についてお伺いいたします。国の調査によると、少子化の背景には経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感などが大きな要因であるといわれております。これらの要因をひとつひとつ丁寧に解消し少子化対策を進めていく必要がありますが、この中でも特に問題となっているのは、我が国固有の男性と女性に関する根強い役割分担意識にあるのではないかと私は考えております。男性の家事や育児に関わる時間が長いほど第2子

以降の出生割合は高い傾向にあるといわれておりますが、国際的に見ても我が国における男性の家事、育児時間は少なくなっております。国において法制化されております育児休業制度が十分に活用されるよう環境整備を推進する必要があると考えますが、まずは、昨年度に本町で調査を実施した町内事業者における育児休業制度の活用状況について、教えていただければと思います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、前田議員御質問の町内事業所における育児休業制度の活用状況について、お答えをいたします。町内の法人事業所で男性の常用雇用者が3人以上いる278事業所を対象に本年2月にアンケート調査を行いましたところ、117事業所から回答をいただきました。配偶者が出産した男性従業員がいる事業所のうち、育児休業を取得した男性従業員のいる事業所は、令和2年度が8.3パーセント、令和3年度が26.7パーセント、令和4年度が31.3パーセントとなっており、年々増加しております。また、配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業を取得した従業員の割合は、令和2年度が2.4パーセント、令和3年度が9.0パーセント、令和4年度が16.1パーセントとなっており、こちらも年々増加しております。また、育児休業の取得日数につきましては、令和2年度、令和3年度は7日以内が最も多く、令和4年度は31日から60日が最も多くなっております。法人の規模別では、育児休業を取得した男性従業員がいる法人は、従業員数が101人以上の法人となっており、100人以下の法人では0人となっております。法人規模の大きな事業所においては男性の育児休業取得の取組が進みつつあると思われませんが、中小規模の法人においては取組が進んでいない状況にあると思われれます。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 男性の育児休業取得者は年々増加傾向にあるということです。しかし、令和4年度でも対象者の2割に満たない結果であり、この数値をさらに増やし、男性と女性がともに子育てをすることが当たり前になる社会を実現することが重要であります。国においては、少子化は我が国が直面する最大の危機として位置づけ、さまざまな施策を展開することとしておりますが、男性の育児休業取得率を増加するについても具体的な目標を掲げ、取組を進めること

としております。本町としても、男性の育児休業の取得を推進する必要があると考えておりますが、どのように取り組んでいくのか、何らかの考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 前田議員から、男性の育児休業の取得を促進するための取組について御質問をいただいております。本年2月に実施したアンケート調査では、事業所において男性の育児休業の取得支援や促進を行う上での課題については、「人員の再配置や業務分担を行う体制づくり」が71.8パーセント、「代替職員を雇用する費用の確保」が51.3パーセント、「育児休業等の取得に対する理解や協力を得やすい職場づくり」が48.7パーセント、「育児休業取得者の収入減少」が26.5パーセントとなっております。また、男性の育児休業取得を促進する上で、行政に対しては「財政的支援」が74.4パーセント、「取組企業のPR」が17.9パーセントとなっており、行政に対しても何らかの支援が求められております。

国においては、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や代替要員の雇用などを行う中小企業の事業主に対する助成金制度が設けられています。本町としましては、育児休業等の取得に対する理解や協力を得やすい職場づくりを支援するため、男性の育児休業の取得に積極的な事業所をホームページ等で紹介する取組や育児休業に伴う収入減少の不安を軽減する奨励金制度について、検討を進めてまいります。家庭内での育児負担が女性に集中するワンオペ育児の解消は少子化対策や女性活躍社会の実現につながるものであり、町としても積極的に取り組んでまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 男性の育児参加は非常に重要です。男性の育児休業制度が利用されるよう、町として推進していただきたいと思っております。

最後に、少子化対策に関して、もう一点お伺いいたします。今年4月、国においては、少子化対策を一元的に担うこども家庭庁が設置したところであります。このこども家庭庁の発足に伴い、全国の各市町村には子育てに関わる相談窓口を一元化したこども家庭センターを原則として来年4月に設置することが求められ

ておりますが、本町ではどのように取組を進めているのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいま、前田議員から御質問のありました、こども家庭センター設置に向けての取組について答弁をいたします。こども家庭センターにつきましては、これまで母子保健事業として子育て世代包括支援センターで行ってきた保護者の妊産期から子育て期までの切れ目のない支援と、児童福祉事業である子ども家庭総合支援拠点が担ってきた全ての子供が適切な養育を受けるために必要な支援を一体的に行うことを目的に設置が求められているもので、本町としましても来年度開設に向け、準備を進めているところです。

設置に当たっては、先日、こども家庭庁より児童福祉法等改正法の検討状況が提示され、包括的な支援を行う施設としてこれまでの機能を維持した上で、新たな業務に取り組む役割や自治体規模における職員の配置基準などがより具体的に示されたところでございます。

今後につきましては、これまで構築してきた関係機関との連携を強化するとともに、相談機能や支援体制を充実させるためのサポート体制を確保し、本町の実情に応じたより効果的な支援機関がスタートできるよう計画的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 分かりました。遅れることなく、設置を進めていただきたいと思います。

防災と少子化対策について、私なりの視点で質問をさせていただきました。いずれの問題も町民にとって喫緊の課題であると考えておりますので、町当局においても施策の推進について尽力していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました7名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため9月14日から9月19日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、9月14日から9月19日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、9月20日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これで散会します。

午後2時42分散会

令和5年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和5年9月20日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|--------------------------------|---|
| 第1 | 議第58号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2 | 議第59号 | 令和4年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 議第60号 | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第23 | 議第61号 | 令和4年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第24 | 議第62号 | 令和4年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第25 | 議第63号 | 令和4年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第26 | 議第64号 | 令和4年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第27 | 議第65号 | 令和4年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第28 | 議第66号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第29 | 議第67号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第30 | 議第68号 | 藍住町総合文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第31 | 議第69号 | 藍住町保育所条例の一部改正について |
| 第32 | 議第70号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第33 | 議第71号 | 藍住町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 第34 | 議第72号 | 町道の路線認定について |
| 第35 | 議第73号 | 町道の路線廃止について |
| 第36 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第18 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の | |

継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

第1 発議第2号 藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について

令和5年藍住町議会第3回定例会会議録

9月20日

午前10時5分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第58号「令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第16、議第73号「町道の路線廃止について」までの16議案を一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、前田厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

前田晃良君。

〔厚生常任委員会委員長、前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された9議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は9月6日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された9議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第60号「藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算報告書」の中から、国民健康保険税の不能欠損額が735万8,400円となっており、滞納処分したと思うが具体的な中身は何か、また、収入未済額が1億円を超えているがこの

中身はどの質問があり、不能欠損額については、令和4年度、滞納処分の停止を3年間継続したものが33万800円、5年の時効が完成したものが476万9,747円、即時消滅させたものが225万7,853円となっており、収入未済額については、国民健康保険は一般の保険に入られない方が多く、収入額について、不足を持たれている方が未収として残っていると認識している。個別に分納等の相談を進めて、なるべく縮減できるように努力をしているとの説明がありました。

また、住所を転々と変更し、行方不明になったり、亡くなられた方について、どのような対応をとっているのかとの追加の質問があり、基本的に催告書や通知の文を送っており、届かない方については調べ、できる限り追跡を行い、連絡を取って対応を進めているとの説明がありました。

審査の結果、付託された9議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月6日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和5年9月20日、厚生常任委員会委員長、前田晃良。

○議長（西川良夫君） 次に、近藤建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

近藤祐司君。

〔建設産業常任委員会委員長、近藤祐司君登壇〕

●3番議員（近藤祐司君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された5議案に対する審査の概要を報告いたします。本委員会は9月7日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された5議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第59号「令和4年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、農業費から、オーガニックについては、いくらか予算組みしてあるのか、今後、検討の余地はあるのかとの質問があり、オーガニック農作物を作るという町単独の補助金はないが、県のほうで低減農薬で取り組んだ場合に補助金が出る制度があるので活用していただきたい。環境に配慮した農作物を推進していけるよう、町としても広報などを行っていききたいとの説明がありました。

議第64号「令和4年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」のうち、2億9,379万9,657円の不用額について、なぜこんなにあるのかとの質問に対し、建設改良の分が3年から4年に2億程度、繰り越され

ている。事故があったりしたらすぐに修理しなければならないなどがあり、余裕をもって繰り越したので、その分の差額である。予算がなければ機械が壊れた場合に対応ができなくなるため、余裕をもった予算計上をしているとの説明がありました。

審査の結果、付託された5議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月7日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和5年9月20日、建設産業常任委員会委員長、近藤祐司。

○議長（西川良夫君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長、森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された4議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は9月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された4議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第58号「令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」のうち、自転車用ヘルメット購入費補助金については県からの補助があると思うが、どうしているのかとの質問があり、県の補助金は市町村に対する支援という形であり、市町村が3,000円を補助するのであれば、その半分を県が補助するという形になっているとの説明がありました。

また、9月5日から高校生も対象にすることへの質問に対しては、受付はしているが、まだ広報等で周知ができていないので、現在のところ申込みはない。これから広報していく予定であるとの説明がありました。

議第59号「令和4年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務債で5,840万円を予算計上しているが、調定額がゼロであるのはなぜかとの質問があり、令和5年度に入ってくる予定であるためとの説明がありました。

令和4年度における主要な施策の成果に関する説明書のうち、適応指導教室事業のキャロツ子学級について、人数は何人ぐらいかとの質問があり、9月1日時点で令和3年度は12名、令和4年度21名、令和5年度23名との説明がありました。

学校保健特別対策事業に係る各小中学校のタブレットについて、東小学校は19

0台と数が少ないのは人数が少ないからかとの質問には、生徒数に対応して配布しており、生徒数が少ない東小学校では若干少なくなっているとの説明がありました。

また、タブレットは1人1台当たっているのかとの質問には、1人1台、小学校、中学校全員当たっているとの説明がありました。

令和4年度決算附属書のうち、地方債現在高が毎年少しずつ増えてきているが、経常経費が増えているということなのかとの質問があり、臨時財政対策債を毎年借入れしていること。それと、大規模な事業の事業債による増加が要因であるとの説明がありました。

また、臨時財政対策債はずっと増え続けていくのかとの質問に対しては、国の財源があれば普通交付税だけで賄えるが、財源がないので、普通交付税を補完する意味で臨時財政対策債が発行できるという制度になっている。それで借入れを行い財政運営をしている。毎年借入れしているので、そういう意味においては、今後も借入れすることにより増えていく認識であるとの説明がありました。

臨時財政対策債という債権を少しずつ減らすことによって負債も縮小していくのかという質問に対し、交付税と臨時財政対策債を足したものが従来の交付税である。臨時財政対策債は足りない分なので、ほぼ発行する形になると思うとの説明がありました。令和4年度分は大幅に借入れを減らしていることに対する質問には、少なく借りれるようにしたわけではなく、制度上、そこまでしか借りられない、裁量の余地がないとの説明がありました。

審査の結果、付託された4議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月8日に開催された総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和5年9月20日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。

○議長（西川良夫君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議第58号から議第73号までの16議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を

省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第58号「令和5年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第16、議第73号「町道の路線廃止について」までの16議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 議事の都合により小休します。

午前10時19分小休

〔小休中に追加日程を配る〕

午前10時20分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま、竹内君彦君ほか13人から、発議第2号「藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第2号「藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について」を議題にします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） 提出者であります竹内君彦君から提案理由の説明を求めます。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められました

ので、提案理由の説明をいたします。

発議第2号、「藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について」。地方自治法の一部を改正する法律、令和4年法律第101号及び地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令、令和5年政令第42号が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、発議第2号「藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「藍住町議会議員政治倫理条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり、山田昌俊氏については適任であるとの答申をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 9月議会閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

さて、今定例会は5日に開会し本日までの16日間にわたり御審議いただき、この間、一般質問等におきまして議員各位から自然災害への対応を始め、マイナンバー制度、高齢者対策、福祉、教育、住環境問題など幅広い分野において、貴重な御意見、御提言を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。今後とも、本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

9月も下旬となりますと、朝夕は随分と過ごしやすくなってまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもあります。どうか御自愛をいただきますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして閉会の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。こ

れをもちまして、令和5年第3回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	竹内 君彦
会議録署名議員	永浜 浩幸